

平成31年度 社会福祉法人明照福祉会 事業計画

国においては、厚生労働省が平成27年9月17日に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 - 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン - (以下「ビジョン」という。))」を発表し、平成29年2月7日に「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)(以下「改革工程」という)」を示して以降、「地域共生社会」の実現に向けた政策が推進されています。

平成30年度の制度改革においても、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして見直しが行われていることもあり、国が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法人として役割を果たしていくことが非常に重要になっています。しかし、本会が「地域共生社会」の一翼を担うためには、より具体的に「どのように役割を担うことができるのか」、「そのために必要な環境をどのように整えるのか」など、早急に整理しなければならない課題があるため、その解決に努めていく必要があります。

平成30年度は、平成30年4月1日付けで、原口こども園併設で「放課後等デイサービスはるぐち」を開所しました。これまで、本会の保育所等では、特別支援保育(障がい児保育)を行っていましたが、卒園後は、就学した障がい児を専門的に支援するための環境がなかったため、その受入が出来ませんでした。放課後等デイサービス事業を開始したことで、障がい児については、未就学児のときから成人後まで、本会が何らかの関わりを持ち、支援し続けることが出来る環境が整いました。今後は、障がい児、障がい者に対して、地域共生社会が求めている「伴走型支援」を、今まで以上に責任を持って実践しなければなりません。

平成31年度も、平成30年度の制度改革の趣旨に沿った取組を実践していかなければなりません。特に、高齢者と障がい者の分野で、新たに設けられた「共生型サービス」は、障がい者の65歳問題への対応や、1つの事業所内で多様な人々が利用者あるいは職員として関わることができるなど、既存の縦割りの制度の弊害を是正するものであり、本会も積極的に対応する必要があります。

今後も、定期的に制度改革が行われます。これまで制度改革のたびに経営環境が厳しくなっています。厳しい経営環境の中でも、10年後、20年後も明照福祉会が存在し続けるためには、環境の変化に強い組織になる必要があります。そのため、常に組織体制の見直しを行ってききましたが、今後も、環境の変化に対して、常に最適な組織に変化できるように、柔軟かつ強固な組織基盤を構築していくことに努めます。

多くの産業において、ここ数年の人手不足は大きな問題となっており、今後も、その状況が続くことが予想されています。本会においても同様であり、人手不足の問題が、経営上の最も大きな課題となっていますが、最近の求職状況を見る限り、早急な解決が難しい状況です。そこで、職員の絶対数を増やす取り組みを継続して行いながら、いわゆる少数精鋭化を進めていく必要があります。一人ひとりの知識、技術等を高めて多能工(マルチスキル)化することで、これまで以上に職員間や施設・事業所間で、互いに助け合い、補い合うことのできる組織となる必要があります。新たな人材の確保が進まない中で、今いる人材の質を、さらに向上させることが重要であり、そのための取り組みを行います。

また、法人全体及び施設・事業所内の組織、役割等を見直し、業務の合理化、効率化をさらに進めていく必要があります。必要に応じた組織の再編も視野に入れ、人手不足の中でもサービスの質をさらに向上させることのできる組織づくりに努めます。

あらゆる環境の変化に対応するためには、新たな取り組みに挑戦することも必要です。地域が要望することであれば、その事業化について前向きに検討し、取り組む姿勢が必要です。また、既存事業のサービスの質の向上についても、その枠内だけで取り組んでいては限界があるため、既存事業から派生することにも積極的に取り組む必要があります。経営環境が変わる前に自らが行うことを変化させなければ、変化への対応が後手に回ってしまうため、常に次の時代を見越した取り組み

を行う必要があります。

社会福祉法人は、依然として大きな変革の波の中に置かれています。変わりゆく制度、新たな課題等に対応することは勿論ですが、目先の変化への対応に注力しすぎると、物事が大きく変わる中でも変わることのない大切なことを見落としてしまうことがあり、結果として表面を繕うだけの対応となってしまいます。

「福祉」とは、人々の「幸せ」であり、「福祉の仕事」は、人々が幸せに暮らしていくことを支えることです。それぞれの時代において、優先して取り組むべき福祉的課題は異なりますが、「人々が幸せに暮らしていくことを支える」という考え方は、どの時代においても共通する、変わることのない大切な考え方であり、これこそが社会福祉法人が活動する際の共通の「理念」であるといえます。物事が大きく変わる時だからこそ、私たちは何のために働いているのか、誰のために仕事をしているのかということをも改めて考える必要があります。すべての職員が、この「理念」を共通基盤として、制度改正や新たな課題に取り組むことが必要です。

「明照福祉会が関わることで、生活が豊かになる」。そのことを実現できる組織にならなければならない。

平成31年度も、平成30年度と同様に、社会福祉法人としての「原点」を忘れず、「理念」を意識し、今後の福祉を取り巻く環境の変化等に対応するため、次の7つの重点事項について、具体的に取り組みます。

(1) 地域共生社会の実現への対応

国は、「地域共生社会」の実現を目指しています。社会福祉法人には、その一翼を担うことが期待されているため、その期待に応えることができるような組織になります。

(2) 今後の制度改正への対応

既に、2021年度に予定されている制度改正に向けた検討が始まっています。次回は、厳しく見直しが行われることも予想されます。厳しい経営環境の中でも、10年度、20年後も存在し続けることができる社会福祉法人となるための取り組みを進めます。

(3) 制度内の福祉サービスの充実・強化

既存の施設・事業所のサービスの質を高める取り組みを行うことで、利用者等の様々な問題の解決を図り、生活の安定を支援します。そのために必要であれば、新たな取り組みに挑戦し、また、既存事業から派生する取り組みの事業化を図ります。

利用者等のサービスへの満足度が向上することにより、安定した施設・事業所の経営を行うことができ、経営が安定することにより、「制度外の福祉サービス」へ挑戦できる環境を整えることができます。

(4) 制度外の福祉サービスの充実・強化

既存の制度等では対応できない新たな課題やニーズに対して、社会福祉法人の使命、責務として、必要に応じて新たなサービスを創りだすなど積極的に対応し、その課題解決を図ります。

(5) 地域社会への貢献

地域社会への貢献は、法に規定されたから行うものではなく、社会福祉法人であれば行うことが当然のことであるという意識の下、本会の地域社会への貢献のあり方をあらゆる角度から見直し、真に地域社会が必要としている活動に取り組めます。

既存の配食サービスやスマイルクラブ、みやざき安心セーフティネット事業等を充実・強化するとともに、地域の要望に応じて、必要な取り組みの事業化に、積極的に取り組みます。

(6) 情報公開及び情報提供の推進

「社会福祉施設は知っているが、社会福祉法人は知らない。」という地域住民が多いことから、社会福祉法人として自らの情報を積極的に公開し、本会が取り組んでいることなどを情報発信することで、社会福祉法人の認知度を高める必要があります。また、職員が積極的に地域

に向くことで、地域の方々と顔の見える関係となり、双方向での情報の伝達が行なえるように努めます。

(7) 人手不足への対応と人材育成

人材の確保が困難な中でも確実に人材を確保し、確保した人材を社会福祉法人の一員として育成するとともに、離職せず働き続けることができる環境を整備する必要があります。

また、上記(1)～(6)を実現可能とするためには、サービスの提供に携わる職員一人ひとりの知識、技術、意識の向上を図ることが必要です。特に意識の向上については、改正社会福祉法の趣旨を理解し、社会福祉法人の一員であるという自覚を強く持つことが必要であり、そのための職員研修等の充実を図ります。

さらに、職員一人ひとりが、それぞれの力を発揮しやすい組織になるための、様々な見直しを行います。

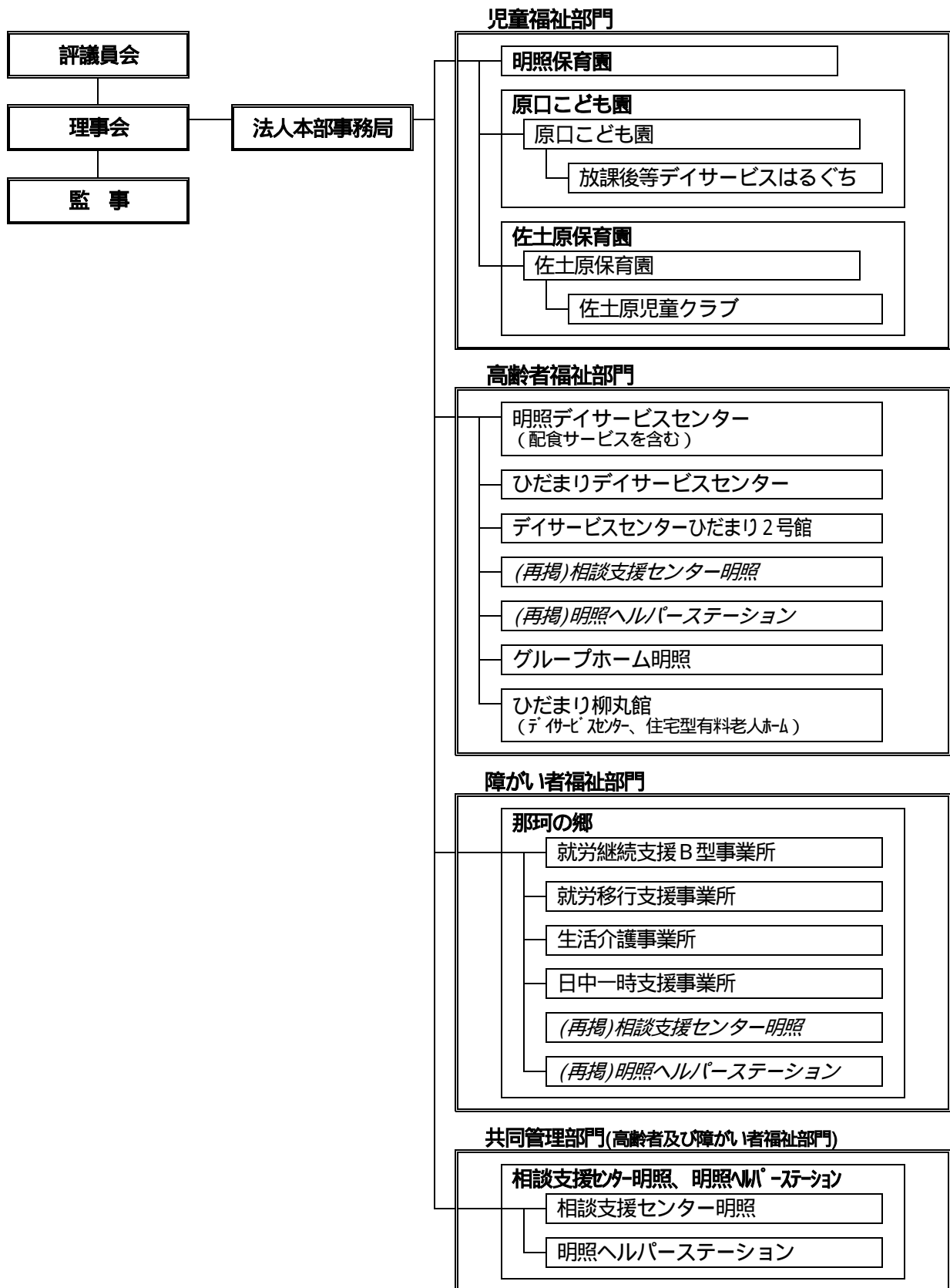
平成31年度は、上記のような現状認識のもと、法人としての重点事項に基づき、各施設・事業所において事業を実施します。

また、個々の施設・事業所ごとの取り組みに加え、地域公益活動についても、関係部門の横断的な連携による取り組みを強化するため、さらに充実・強化する事業について、個別の事業計画を作成し、取り組みます。

各部門における主な取り組み内容については、次のとおりです。

- P 4 ~ 平成31年度社会福祉法人明照福祉会組織図
- P 5 ~ 各施設・事業所の概要
- P 7 ~ 施設・事業所別事業計画

平成31年度社会福祉法人明照福祉会組織図



各施設・事業所の概要

児童福祉部門

1 明照保育園（認可保育所）

定員90名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」「休日保育」等を実施
その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施

2 原口こども園（幼保連携型認定こども園）

定員105名（1号認定：15名、2号・3号認定：90名）

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施
その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施
自主事業として「学童保育事業」を実施

「病後児保育」については、必要な職員体制が整い次第、実施の予定

「放課後等デイサービスはるぐち」を併設

定員10名（就学している障がい児が対象）

3 佐土原保育園（認可保育所）

定員60名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施
その他、補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施
自主事業として「学童保育事業」を実施

「佐土原児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」を併設

宮崎市からの受託事業

定員44名（佐土原小学校在学の6年生までが対象）

高齢者福祉部門

1 明照デイサービスセンター（通所介護事業、第1号通所事業）

定員45名

報酬単価：通常規模

サロン事業を実施

配食サービス事業

月曜日から土曜日の昼食及び夕食の配食

1食あたり450円（主食抜きの場合400円）

2 ひだまりデイサービスセンター（通所介護事業、第1号通所事業）

定員18名

報酬単価：地域密着通所介護

サロン事業を実施

3 デイサービスセンターひだまり2号館（通所介護事業、第1号通所介護）

定員28名

報酬単価：通常規模

サロン事業を実施

4 再掲 相談支援センター明照（居宅介護支援事業）

5 再掲 明照ヘルパーステーション（訪問介護事業、第1号訪問事業）

6 グループホーム明照（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業）

定員9名（1ユニット）

7 ひだまり柳丸館

(1) デイサービスセンターひだまり柳丸館（通所介護事業、第1号通所介護）

定員18名

報酬単価：地域密着型通所介護

サロン事業を実施

(2) 住宅型有料老人ホームひだまり柳丸館

定員21名（個室15部屋、2人部屋可能3部屋）

老人福祉法第29条第1項に規定されている事業

障がい者福祉部門

1 那珂の郷

(1) 就労継続支援B型事業所

定員30名

非雇用契約型による就労や生産活動の機会を提供する

(2) 就労移行支援事業所

定員6名

一般就労へ向けた取り組みを実施

(3) 生活介護事業所

定員24名

利用対象者

常時介護が必要な障がい者であって、障がい程度区分が3（施設入所支援を併せて利用する場合は区分4）以上である方、又は年齢が50歳以上で、障がい程度区分2（施設入所支援を併せて利用する場合は区分3）以上である方

(4) 日中一時支援事業所（地域生活支援事業）

定員10名

利用対象者

中学生以上の知的障がい児・者

(5) 再掲 相談支援センター明照（相談支援事業）

(6) 再掲 明照ヘルパーステーション（居宅介護等事業）

共同管理部門（高齢者福祉部門及び障がい者福祉部門）

1 相談支援センター明照

高齢者福祉及び障がい者福祉に関する相談支援に係る事業を実施する。

(1) 居宅介護支援事業部門

介護保険における指定居宅介護支援事業を実施。

老人在宅介護支援センター事業を実施。

(2) 相談支援事業部門

障害者総合支援法における特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を実施。

2 明照ヘルパーステーション（居宅介護等事業）

介護保険法及び障がい者総合支援法に基づく高齢者及び障がい者へのホームヘルパーの派遣、制度外サービスとして有償ホームヘルプサービス事業を実施する。

(1) 訪問介護事業部門

介護保険法における訪問介護事業

(2) 居宅介護等事業部門

障害者総合支援法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業を行う。

明照保育園 平成31年度事業計画

1 目 標

明るく素直で、おもいやりのある心、そして、自主性が芽生え元気に活動できる子どもを育てます。

「ありがとう」と素直に言える子ども

明るく、優しく、強い子ども

善悪の区別ができる子ども

豊かな心を持つ子ども

何事も考え、成し遂げる子ども

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する保育園

家庭とともに、子育ての良きパートナーとしての信頼関係を築ける保育園。

地域、近隣施設との交流や、自然環境を多いに生かし、豊かな感性を育む保育園

(2) あるべき子どもの姿

笑顔であいさつできる子ども

感謝の気持ちや思いやりの心を持つ子ども

自然に親しみ好奇心や探究心を持つ子ども

心身ともに明るく健康な子ども

(3) めざす保育士像

保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する保育士

個性を生かし伸ばせる保育士

保育士として資質の向上に努め自ら学ぶ姿勢を持つ保育士

一人ひとりに愛情を持って寄り添い信頼関係を結べる保育士

3 基本方針

豊かな自然や地域の方とのふれあいを通じ、温もりのある保育活動を行います。

生活の基礎を知り自らやり遂げようとする向上心、相手を認め自分を認める自己肯定感を育てます。

規律ある生活の中で、よく遊び、よく学び、よく食べ、よく寝るなどの健やかな生活習慣を育てます。

4 重点事業

(1) くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たします。

子どもとの信頼関係を基盤とし、一人ひとりの気持ちを、尊重し温かく見守りながら愛情深く対応します。

子どもの自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をのびのびと主体的に活動できるよう支援します。

特別支援について学びを深め、支援対象児が他児と共に成長できるように保育します。

(2) 子どもが経験を積み重ねていく姿を様々な側面からとらえ、総合的な保育を行います。

健康

健康な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけます。(食事、排泄、睡眠、着脱、

清潔)

子どもが進んで体を動かし、様々な遊具や用具を使った運動、子どもが遊びこめる環境の充実を図ります。

病気の予防に必要なことに積極的に取り組み、自分の健康に関心をもてるようにします。

人間関係

友達や保育者、世代間との交流を深め、思いやり・親しみ・愛情・信頼関係を持てるようにし、社会性の確立と自立を育成します。(異年齢児交流、高齢者交流等・地域の方とのふれあい)

環境

身近な環境に興味や関心を持ち、様々な体験を重ね、生活に取り入れることができるようにします。

自然等身近におこる事象に関心をもてるようにします。(天気・季節)

言葉

言葉のやり取りを楽しむ中で、伝える力、聞く力を獲得し、生活の中で必要な言葉の理解と相手への伝え方を身につけます。

表現

いろいろな素材に触れ、えがいたり、つくったりし、自分なりの表現を楽しめるようにします。(水・砂・土・紙・粘土等)

様々な楽器に触れ、音に親しみ、リズムに合わせて、体を動かしたり、歌うことや、楽器を使う楽しさを味わえるようにします。

(3) 子どもたち全員の健康及び安全の確保に努めます。

施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を適切な状態に保持し、設備、用具、玩具などの配置、整理を行い日頃から安全な環境作りに努めます。

健康診断や身体計測により、子どもの発育・発達などの健康状態を把握します。

不審者対策や災害発生などに備え、危険個所の点検や避難訓練を十分に行い、安全対策のために職員の共通理解や、体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力のもと、安全な指導を行うよう努めます。

「お・は・し・も」を基本とし自ら安全を守るよう指導を行います。

(4) 毎日の生活と遊びの中で、意欲を持って、季節に沿った食に関する体験を積み重ねます。

日々の食事や野菜の栽培、クッキングの活動を通して、様々な素材にかかわり、調理することに関心を持てるようにします。

家庭と連携し、子どもの状態に応じて摂取方法や摂取量に考慮し、食べることができるよう工夫を行います。

自然の恵みや食材、調理する人への感謝の気持ちを育みます。

(5) 保護者の気持ちを受け止め、安定した親子関係や養育力の向上をめざすとともに、地域のニーズに合わせた子育て支援を行います。

延長保育、一時保育、休日保育、園庭開放などの特別保育を実施します。

地域の方々との交流を深め、世代間交流の充実を深めます。

連絡ノートや、日々の送迎時の対話や保護者が参加する行事を大いに活用し保護者の気持ちや、悩みを直接聞き取る機会ととらえ、ともに子育てをする中での共通理解を図ります。

子どもの障がい、発達上の問題が見られる時には専門機関と連携し、保護者の心に寄り添いながら支援していきます。

(6) 地域の保・幼・小・中との関わりの中で職員同士の情報交換、相互理解等の連携を図り、子ども達の成長を見守る環境を整えていきます。

地域の方や、小、中学校との交流、法人内の施設との交流を通して、思いやりの気持ちを育みます。

小学校の教師との意見交換を行い相互理解を図ります。

(7) 日々の保育活動の中で運動遊びを取り入れ体育遊びの充実を図ります。

走る、跳ぶ、投げる、登るなど、様々な動きを取り入れた体育遊びの充実を図ります。

ルールのある遊びや固定遊具、運動用具を大いに活用し十分に体を動かします。
 周辺の環境を活かし園外保育・散歩・長距離散歩を積極的に取り入れます。

(8) 職員の資質の向上を図ります。

外部研修への参加、園内研修を受け、職場全体にフィードバックをし職員の資質向上を図ります。
 年齢別会議、保育研究を行い現場に必要な情報の交換をし知識の向上を目指します。

(9) 子ども一人ひとりの個性を把握し、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。

子どもの安定した生活を保障し、集中する体験を大切に健やかにのびのびと育つ保育を行います。
 乳幼児期の個々の個人差を認め、特性を受け入れ、時間で区切ることを緩やかにし、無理のない生活の流れの中で保育を展開します。
 子どもの実態や取り巻く状況の変化に即して、保育の過程を記録し職員間の情報共有や各種専門機関との連携に活用すると共に、保育内容の見直しを定期的に行います。

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級式、花祭り参観日、父母の会総会、お見知り遠足(弁当の日)
5月	こいのぼり会 芋の苗植え、内科検診、菖蒲見学、親子遠足・交通安全教室
6月	歯科検診、社会見学(年長・年中児)
7月	プール開き、七夕の集い、お泊り保育(年長児) 園外保育(弁当の日)
8月	納涼祭
9月	祖父母参観日、運動会予行練習
10月	奉仕作業、運動会、芋掘り、クッキング・園外保育(弁当の日) 思い出旅行(年長児)・参観日
11月	七五三参り、内科検診、発表会予行練習、発表会公開リハーサル
12月	発表会、もちつき、クリスマス会、クッキング、終業式
1月	始業式、消防署立会い避難訓練、園外保育(弁当の日)
2月	節分、小学校見学(年長児) マラソン大会
3月	もちつき、ひなまつり会、お楽しみ遠足、ミニお別れ会、卒園式、修了式

注) 全ての行事が全園児参加の行事とは限りません。特定のクラスや年齢の児童のみが参加する行事があります。

その他

(1) 毎月行なう行事

誕生会・(誕生児の保護者試食会) 身体計測、避難訓練、15分体操の日(異年齢交流) デイサービス交流、グループホーム交流、地域いきいきサロン参加、異文化交流

(2) 園外保育(季節、年齢に応じて行う)

社会見学、流れるプール、長距離散歩

原口こども園

平成31年度事業計画

1 目 標

生活や遊びの中で、様々なことを学び心豊かにたくましく生きる力を育てます。
～ こどもの自発的な遊びを学びにつなぐ保育の実践を目標とします ～

2 目指すこども園像、園児像、保育教諭像

(1) 目指すこども園像

穏やかで落ち着いた雰囲気の中で、楽しく、安心して、のびのびと生活できるこども園

"こども園大好き"、こんな言葉がかけられるこども園
安心して子どもを預けられるこども園

(2) あるべき子どもの姿

友だちと思いきり遊ぶ子
いろいろな人と関わりを深め思いやりのある子
いろいろな人と関わりを深め思いやりのある子
ねばりづよくやりぬく子

(3) めざす保育教諭像

こども一人ひとりの心に寄り添い穏やかにこどもに接する保育教諭
専門性に富み、高い倫理観と人権意識を持ち責任感のある保育教諭
職場内の良好な人間関係を築くとともに共同して保育に取り組む保育教諭
法人および本園の目標を達成するために主体的・計画的に業務に取り組む保育教諭

3 教育及び保育方針

全ての職員がそれぞれの専門性を活かしながら協力して保育・教育に取り組みます
家庭と手を取り合いながら一人ひとりの育ちを支援します
園内外の子育てを職員の専門性を活かしチーム保育を徹底します
保護者や地域の皆様のご意見やご要望には速やかに対策を講じます

4 重点事業

(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を展開します

「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づき、適切な保育・教育を行います
教育・保育の核となる5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）のねらいと内容を踏まえた保育の組み立てを行い、保育環境を整えるとともに関係機関等と連携し、保育・教育の質の向上をめざします

保育の目標を明確にし、全ての保育者が園のめざす「こども像」を理解し保育・教育を行います

こどもの発達の過程を見るときに入園から修了までの発達の連続性を見通す保育・教育を行います

こどもの最善の利益を守り、保護者と共に心身を健やかに育みます

(2) 保育・教育の質の向上に努めます

「年間指導計画及び月間指導計画等」の目標とねらいの達成に向け、教育・保育を一体的に行います

遊びの中で学ぶことを通して、人との関わり方や物事に取りくむ意欲、豊かな感性を育む保育を行います

一人ひとりの行動や欲求をむやみに制止や禁止をすることなく、不必要な大きな声、否定的な対応などはせず、わかりやすい言葉で穏やかに個々のこどもに語りかける保育を行います

保育中のこどもへの対応等について保育者間で自己評価・自己点検できる場を定期的

に設けます。

自己評価・保護者アンケート調査を行い、こども園の適正な運営や保育の質の向上を図ります。

外部講師による英語・リトミック・運動(サッカー)の時間を取り入れ、こどもたちの感受性を育みます。

(3) 健康管理・事故防止・防災対策に取り組みます

「学校保健計画」に基づき園児の健康・衛生管理に努めます

こどもの健康の保持について細心の注意を払い感染症等の予防に努めます(感染症対応マニュアル)

保健教育を通して保健指導を行います(手洗い・うがい・歯磨き・風邪予防等の指導)

こどもの命を守る行動について伝え健康意識の高揚に努めます

学校医及び学校歯科医、学校薬剤師等から健康管理及び保健衛生について助言指導を受け、快適な保育環境づくりに努めます(健康診断及び環境衛生検査等)

学校医の指示の下で適切な対応を行います(食物アレルギー診断書、除去食指示票、与薬指示書等)

「学校安全計画」に基づき園児の安全の確保に努めます

こどもの安全確保につて最新の注意を払い保育事故等の予防に努めます(安全管理マニュアル)

安全教育を通して安全指導を行います(交通安全・遊具の使い方等の指導)

防災の大切さや命を守る行動について伝え、防災意識の高揚に努めます

定期的に遊具等の安全点検を行うとともに、必要に応じて補修等を行い、安全の確保を図ります

事故報告及びヒヤリハット報告等の分析を行い事前の対策と危険の認識を深めます(事故防止対策会議)

虐待の予防および早期発見に努めます(虐待対応マニュアル)

(4) 食育およびエコ活動に取り組みます

「食育活動計画」に基づいた取り組みを行います

食育教育や食育活動を通して食べることや食物、健康な体づくりに興味を持つこどもを育てます(食材を見る触れる・野菜の栽培・クッキング・外部講師による出前講座等)

毎日の給食やおやつ、離乳食、アレルギー食を適正かつ効果的に提供します(離乳食提供マニュアル)

「エコ活動計画」に基づいた取り組みを行います。

環境教育やエコ活動を通してものや命を大切にすることを育みます(ごみ集めがんばる隊・電気や水の節約・ゴミ集め分別・ボトルキャップの回収・石崎浜清掃・外部講師による出前講座等)

(5) 子育て支援(地域貢献活動)を総合的に推進します

「子育て支援計画」に基づいた取り組みを行います

子育て支援及び家庭や地域社会との連携は幼保連携型認定こども園の重要な役割の一つであることを認識し子育て支援のための活動を行います

地域とのつながりを大切にしながら、地域の子育てを支援します

地域の家庭を対象にした子育て講座の開催、子育てに関する研修会への職員派遣など子育て支援事業に積極的に寄与します(スマイルクラブ活動、子育て講演会の開催)

個別面談やこども園だより、クラスだより、ほげんだより等を活用し、保育方針や日々の保育の意図、生活の様子等の情報の提供に努めます

(6) 保護者及び学校との連携の強化に努めます

「学校との連絡会議や接続期カリキュラム」等を通して、保護者や学校と、こどもの情報等を共有するとともに、家庭及び学校との連携に努めます。

日頃からこどもの状況を保護者と伝えあい、こどもの発達の状況や課題について共通理解に努めます

保護者皆様のアンケート調査及び個別面談等を実施し、よりよい保育サービスの向上に努めます。

町域小学校等との連携に努めます(保・幼・小連絡会議、相互交流、体験入園等)

成長の記録を繋ぎ共通理解を深めます(認定こども園こども要録、宮崎市保幼小接続期カリキュラム)

(7) 障がいのある園児の教育及び保育に努めます

「個別計画」等に基づき障がいや発達に課題を抱えるこどもや、日々の保育の中で気になるこどもについて支援を行うとともに、家庭や関係機関と連携するなど一貫性のある保育に努めます。

園児が安心し、ゆとりを持って周囲の環境と十分に関わることができるようにします
子育て等の相談・助言ができる体制を構築します（保護者個別面談、療育機関との連携、就学支援）

(8) 地域共生社会に向けた取り組みを行います

子どもと高齢者や障がい者との関わりは、子どもの健全育成だけでなく高齢者のリハビリや障がい者の自立・自己実現に資するという良い効果を生み出すと考えます。高齢者や障がい者との交流など地域および高齢・障害・子どもの各福祉分野と連携した活動をさらに推進します。

5 年間事業計画

月	園 児		保護者
4月	進級式・新入園児歓迎会、こどもの日の集い		父母と先生の会総会（6日）保育参観
5月	芋の植付け（4・5歳児）園外保育（鶴松館）		
6月	総合防災訓練、交通安全教室、エコクリーンプラザ宮	総合防災訓練	保護者個別面談
7月	崎見学〔内科健診〕〔歯科検診〕〔ぎょう虫・尿検査〕	佐土原夏まつり	保育参観、子育て支援講座
8月	七夕集会、プール開き、夏季保育、佐土原夏まつり	夏まつり、プール納め	
9月	プール納め、園外保育（新富プール）夏まつり		
10月	食育出前講座	運動会	祖父母参観、子育て支援講座
11月	運動会、芋ほり〔内科健診〕	総合防災訓練、	アンケート調査
12月	総合防災訓練	もちつき会、発表会	子育て支援講座、保育参観
1月	もちつき会、クリスマス会、生活発表会（22日）		
2月	年始めの会、オープンコーナー	マラソン大会・親子レクリエーション	保護者個別面談
3月	節分、マラソン大会・親子レクリエーション、新入学児交通安全教室、エコ出前講座	卒園式、修了式	

その他

- (1) 毎月実施する行事等
誕生会、避難訓練、体格測定、なかよしリズム、作品出展（JA等）
- (2) 外部講師による活動
ジョン先生と遊ぼう（英語～）、歌織先生と表現遊び（リトミック）、キッズ巡回活動による運動遊び（サッカー教室）、食育出前講座、エコ活動出前講座、交通安全教室、保護者子育て講座
- (3) 交流活動
原口サロンとの交流（毎月）、学校及び高齢者との交流（体験学習等）、地域交流活動

原口保育園学童保育事業 平成31年度事業計画

1 目 標

- (1) こどもたちの健全な育成を図り、一人一人の長所を伸ばし、明るく伸び伸びとした学童保育を行ないます。
- (2) 確実な学びと活動的な遊びの中で、こどもたちの個性の伸張を図ります。
- (3) 地域や法人の人的資源を活かしながら、地域共生社会に向けた取組を行います。

2 基本方針

- (1) 一人一人の個性に向き合い、こどもたちの長所を伸ばしていけるように保護者との連携を図ります。
- (2) こどもたちが確実な学力を身に付けることができるよう支援します。
- (3) 活動的な遊びの中で、こども同士の豊かな人間関係を育みます。
- (4) 小学校、地域、法人との連携協力を図りながら、地域共生社会に向けた取組に着手します。

3 重点事業

(1) 「個別記録票」を作成し、一人一人の長所を伸ばす指導の充実を図ります。

「個別記録票」の作成、保護者へのフィードバック

「個別記録票」の作成により、こどもたち一人一人の長所を明らかにし、個に応じた指導を充実します。

「褒める」、「認める」ことの素晴らしい教育的視点を保護者に身を持って知らせていきます。

日々の保護者との情報共有を細かに図っていきます。

(2) 確実な学力の定着を支援します。

毎日の宿題や宅習を一つ一つ丁寧にを行うことができるよう支援します。

算数と国語が中心の宅習の中で、二つの教科の共通点に目を向けさせる指導を通して、こどもの学習への関心を高めていきます。

一字一句おろそかにせず、成し遂げることの大切さに気付かせる指導を行います。

(3) 保護者の子育ての楽しさを引き出せる言葉をたくさん遣います。

教育の本質は「個性の伸張」(こどもの本来のよさを引き出すこと)にあることを肝に銘じ、「褒める」、「認める」ことの素晴らしさを保護者に身を持って伝えていきます。

保護者に対しても懇切丁寧な言葉遣いを心がけ、子育ての楽しさ素晴らしさを伝えていきます。

子どもたちの様々な姿を大事な成長の過程ととらえ、小さなことでも「褒める」、「認める」ことを実践します。

(4) 活動的な遊びを積極的に行い、体を動かすことの楽しさを味わわせます。

生命の本質は「動」にあるので、活動的な遊びを支援します。

特に「外遊び」の時は安全面に留意します。

「遊び」の中で子どもなりの「ルール」作りを見守ります。

「遊び」の中で形成されていくこども同士の豊かな人間関係に目を向け、こども自身がその大切さに気付くよう支援します。

(5) 地域共生社会に向けた取組を行うために、小学校、地域、法人と連携協力します。

法人施設や地域の高齢者、障がいのある方々との交流活動を行います。
小学校に定期的に訪問を行い、情報交換を行います。

(6) 特に小学校低学年の子どもたちの交通安全に配慮します。

交通ルールを遵守して登園するよう常に指導をしていきます。
定期的に小学校の正門に立ち、そこから一緒に歩いて登園し危険箇所をその場で教えていきます。

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	避難訓練、歓迎会、登園の見守り・危険箇所の確認	春季休業
5月	登園の見守り・危険箇所の再確認	
6月	避難訓練、誕生会（4、5、6月生まれ）	
7月	法人内施設交流、プール遊び開始	夏季休業
8月	園外活動（新富プール）、クッキング、夏まつり、社会見学、避難訓練、法人内施設交流、プール遊び終了	夏季休業
9月	誕生会（7、8、9月生まれ）登園の見守り・危険箇所の確認	
10月	避難訓練	秋季休業
11月	登園の見守り・危険箇所の再確認	
12月	誕生会（10月、11月、12月生まれ）	冬季休業
1月	正月遊び、登園の見守り・危険箇所の確認	冬季休業
2月	避難訓練、節分	
3月	ひなまつり、誕生会（1月、2月、3月生まれ）	学年末休業

放課後等デイサービスはるぐち 平成31年度事業計画

1 目 標

- (1) 障害のある学齢期の子ども健全な育成を図り、個々の特性に合わせ、合理的配慮を行いながら将来的な自立を目標とした支援を行います。
- (2) 利用者様、保護者様、地域のニーズに向き合い、地域共生社会に向けた取り組みを行います。

2 基本方針

- (1) 個々の特性を踏まえ、利用者様本人、保護者様のニーズ、本人のストレングスに着目した個別支援計画を作成し、本人及び保護者様の同意の下、職員間で連携し、自立に向けた支援を提供できるよう努めます。
- (2) 合理的配慮を行いながら、将来の自立を目指し、個々の能力または集団での適応能力を高めることができるよう支援に努めます。
- (3) 相談支援事業所や学校、関係機関と連携を図ります。
- (4) 職員の質の向上を図り、施設全体の支援能力の向上を図ります。
- (5) 災害時に備えた取り組みを行います。

3 重点事業

(1) 個々の特性を踏まえた個別支援計画の作成、支援の充実を図ります。

個別支援計画書の作成、及び定期的なモニタリング

利用者様の特性を生かした個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを基に毎日の支援の充実を図ります。

サービス提供記録票

日々の支援内容やその日の様子を記入し、保護者様と情報の共有を図ります。

利用者様、保護者様、施設との三者面談の実施

施設での様子を参観していただくとともに、支援内容の意向や要望等情報の共有を図ります。

相談支援専門員との担当者会議

利用者様の情報の共有を図ります。

(2) 自立に向けた活動の充実を図ります。

日常生活や集団生活において必要な動作や知識の習得を目指します。

挨拶習慣、手洗いの励行、集団ゲーム、軽スポーツ、調理実習、買い物訓練、園芸、個別課題への取り組みなど

表現力を高めます。

リトミック、製作、趣味活動など

社会参加への一歩を目指します。

社会見学、遠足、公共交通機関の利用、外食体験、法人内事業所の交流など

(3) 支援の質を高めます。

内部研修の実施

毎月、職員研修を行い、支援の質の向上を図ります。

外部研修への参加

職員の経験年数などを踏まえ、外部で行われる研修に参加し、専門性を高めます。

研修報告会の実施

外部研修を受けた職員は内部で報告し、施設全体で向上できるようにします。

(4) 地域共生社会に向けた取り組みを行います。

社会資源の活用

休業日や長期休暇を利用して、活動の幅を広げ、地域生活を目指した活動を行います。

地域との交流

地域の方と挨拶を交わしたり、クリーン活動を行い、地域に根差した活動を行います。

(5) 保護者及び学校・関係機関等との連携に努めます

保護者との連携

保護者参加型のレクレーションを開催し、施設と保護者様また保護者様同士の繋がりができ、地域で安心して子育てができる環境作りを目指します。

苦情・要望への迅速な対応

保護者様、地域の方からの苦情・要望を真摯に受け止め、迅速な対応を行います。

放課後等デイサービス連絡協議会への参加

年数回開催される協議会へ参加し、情報の共有を図ります。

学校との連携

保護者様の同意の下、契約時や毎日の送迎の際など利用者様の様子等を聞き、情報の共有を図り支援に努めます。

相談支援事業所との連携

相談支援事業所との連絡を密に行い、情報の共有を図ります。

(6) 災害に備えた取り組みを行います。

定期的な避難訓練の実施

定期的に避難訓練を実施し、災害時に備えます。

安全点検の実施

毎月、室内及び屋外の安全点検を実施します。

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	お花見ドライブ 親子で遊ぼう day	春季休業
5月	遠足	
6月	調理実習	
7月	社会見学 遠足 調理実習 法人内施設交流 避難訓練	夏季休業
8月	社会見学 遠足 調理実習 法人内施設交流	夏季休業
9月	遠足 親子で遊ぼう day	
10月	遠足	秋季休業
11月	調理実習 施設内レクレーション 親子で遊ぼう day	
12月	クリスマス会 避難訓練 大掃除	冬季休業
1月	社会見学 調理実習	冬季休業
2月	節分 バレンタインデー 避難訓練	
3月	遠足	学年末休業

毎月実施：健康チェック

利用者該当日：誕生会、歓迎会、お別れ会

佐土原保育園 平成31年度事業計画

1 目 標

豊かな自然環境や社会環境を生かして、一人ひとりの子どもの確かな発育・発達を支援し、健康な心と体を育て生きる力の基礎を育成します。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

子どもの健康・安全・安心を基調にした楽しい保育園
環境を通して豊かな感性を育み地域社会と共に歩み、子どもの福祉を重視する保育園
保護者との連携を基盤に共に支え合い、信頼されるあたたかい保育園

(2) あるべき子どもの姿（自分で考え行動できる子どもを目指して）

心身ともに明るく元気な子ども（明朗・礼儀・快活・健康）
思いやりの心を持ち仲良く友達と遊ぶ子ども（親愛・友情・関心・創造・模倣）
身近な環境に自分から関わり素直で何でもやろうとする子ども（正直・素直・判断・友好・進取・忍耐・挑戦）

(3) めざす保育士像（気づく保育士・考える保育士・協働する保育士・保護者の想いを受け止める保育士）

子どもの生活の安心安全を基調に一人ひとりに寄り添い、全ての園児に愛の眼を注ぐ保育士
法人及び本園の目標達成のために当事者意識を持って組織的、計画的に実践できる保育士
保護者や地域、関係者等の期待と個々の子どもの成長に対応し、愛情と情熱・使命感を土台に質資の向上に努める保育士

3 基本方針

- (1) 子どもの健全な成長のために保護者・地域社会と連携し、子どもの最善の利益を考えその福祉の増進に努めます。
- (2) 環境を通して「養護と教育」を一体的に行い、保育の中でしっかりと子どもの状況を踏まえ、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるよう援助します。
- (3) 身近な自然環境や歴史社会資源に触れながら、保護者の希望、要望を誠実に受け止め保護者から信頼され、すべての子どものよりよい保育を目指して、地域に根ざし、地域に愛される「佐土原保育園」を運営します。
- (4) 子どもの健やかな育ちを実現できるよう地域の保護者等に対して、保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めます。
- (5) 保育士の専門性向上のために、園内外の研修の充実に努めます。

4 重点事業

(1) 丈夫な体と豊かな心づくりを進めます。

家庭との連携（連絡帳・送迎時の連絡・その他）による生活リズムの確立と、走る・跳ぶ・投げる・登る・滑る・回る・押すなどの運動遊びによる身体づくりを行い総合的な発育増進を図ります。

豊かな心を育成するために、言語・リズム・歌遊び・体力などの活動を段階的・継続的・組織的に行い総合的に発表する場を設けます。

規則正しい生活リズムをつくるため生活表を生かし、自分で考えたり、工夫したりしながら行動する素地を作ります。

園での遊びの充実に努めるため、保育者・友達との遊びを工夫して楽しみます。

家庭での生活の仕方が子どもの生活リズムに大きく影響するため、「早寝、早起き、朝ご飯の勧め」を基本に家庭との十分な連携を図りながら子どもの生活リズムの確立に努めます。

子どもの健康・安全・交遊等について送迎時を活用して、保護者との情報交換を積極的にを行います。

(2) 基本的な生活習慣を身につける自立を促しその支援に努めます。

食事・排泄・衣類の着脱・身の回りの清潔など、生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの状態に応じ、自分であろうとする気持ちを大切に家庭との適切な連携の下で行うようにします。

心のこもった元氣な挨拶ができるようにするため、保育者が一致して手本を示します。

子どもが園生活の中で様々な環境に触れ、興味・関心を持って一つ一つ体験を重ね、達成感が味わえるよう必要に応じて適切な援助をします。

(3) 異年齢、世代間交流を進めるための計画を立て実践します。

地域の人々との交流で地域の文化に触れ、地域の人々との豊かな関係性を持って生活を楽しむことができるようにします。

地域や事業所（デイサービス・グループホーム等）等の高齢者との世代間交流を深める事業を計画し実践します。

(4) 地域の環境を生かした園外保育を進めます。

自然環境を生かした栽培活動を進めます。

地域の人や団体との交流を計画し実践します。

周辺の施設等の見学と散策を行います。

近隣地区高齢者の運動会等への招待活動を通して、豊かな児童の育成を図ります。

(5) 地域の保護者支援として、保育支援活動を行います。

保護者の子ども子育て支援（スマイルクラブ）を実施します。

保護者の就労や子育てを支え、保護者の気持ちに配慮し、子どもの成長や発達の喜びを共に味わっていきこうとする姿勢で保育支援活動を行います。

(6) 非常災害時の地域との共同訓練計画（地域との交流）

近隣団体との災害避難対策についての協議の場を設定します。

防災関係機関の情報や園周辺の状況、災害の種類等に応じて、地域の協力を得て安全に避

難する訓練を実施します。

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級おめでとう会、小学校入学式、保育参観（保護者会総会）
5月	園外保育、内科健診、祖父母参観、歯科検診、しょうぶ園見学(しょうぶ祭り参加)
6月	交通安全教室、尿・ぎょう虫検査、中学生の体験学習
7月	プール遊び、園外保育（流れるプール）・ミニサマーキャンプ
8月	水遊び、すいか割り、夏祭り、夏の保育参観、園外保育
10月	運動会、遠足、芋ほり
11月	佐土原福祉まつり、佐土原総合文化祭、内科健診、ぎょう虫検査
12月	生活発表会、クリスマス会、ケーキ作り
1月	年始遊び、園外保育、餅つき
2月	卒園旅行、節分、佐土原交通安全教室、マラソン大会
3月	親子遠足、ひな祭り、卒園式、修了式、卒園児を送る会

その他、月または年間の行事等

- ・保護者参加による保育体験活動（保護者の一日保育体験）

- ・誕生会、身体計測、避難訓練（非常災害・不審者対策）交通安全対策、給食検討会、園内研修（報告会等）事故・疾病検討会、個別カンファレンスなど
- ・異文化体験活動・歌遊び活動（ドレミの時間）さくら・すみれ・もも
- ・体育遊び（さくら・すみれ・もも）
- ・筆遊び活動（さくら）
- ・食育（野菜栽培、クッキングなど）

環境、安全・美化活動

保健安全に関する消毒等の管理

宮崎市からの受託事業として、佐土原小学校内に設置されている「佐土原児童クラブ」の運営を行います。

自主事業として「学童保育」を行います。

佐土原児童クラブの待機児童対策を主な目的として、学童保育を実施します。

運動会・発表会等へ地域の高齢者を招待します。

佐土原保育園児童クラブ事業 平成31年度事業計画

1 目 標

保護者が就労や就学、病気、家族の介護等のため、放課後に家庭で面倒を見ることができない小学校就学児童（佐土原小学校就学児童）に、適切な遊びと生活の場を提供し、安心安全の生活の場として児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割を果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

宮崎市教育委員会の「児童クラブの目的」にしたがって、社会福祉法人明照福祉会、佐土原保育園が受託して行うものです。

- (1) 本児童クラブに通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供しながら心身の豊かな児童の育成を図ります。
- (2) 子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援と連携を図ります。
- (3) 小学校との連携を密にし、学校に通う児童の安らぎの場としての位置づけを大事にします。
- (4) 児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、児童一人ひとりの個人差や心身の状態を把握しながら育成支援を行います。
- (5) 児童や保護者、関係者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めます。

3 重点事業

(1) 自らの健康についての意識を高めさせ、児童の健康管理に努めます。

児童の健康状態を目視し、必要に応じて保護者との連絡を密にします。

健康観察

余暇の遊び（集団・個、室内外）

保護者との連絡・連携

静養や気分転換が必要な時の適切な対応

(2) 身の回りの整理整頓に努めさせ、基本的な生活習慣の育成を支援します。

ロッカー等の整理整頓

学習用具や遊具等の取扱いと後始末

清掃活動への参加

手洗いやうがい、衣服の着脱、食時のマナー

(3) 学校での学習成果を生かしながら、自ら進んで学ぶ態度を支援します。

下校後の学習（宿題・宅習等）

下校後の自主学習の意欲づくり

備品・図書等の設置による自主的な学習活動を促す環境づくり

(4) 長期の休み等における学習・生活・運動等の活動を支援します。

長期休業中における生活を豊かにする活動

休業中の自主学習の意欲づくりと支援

製作活動の支援
放課後児童クラブ周辺の散策活動
映写会等の実施

(5) 児童の健全な成長のために家庭や関係機関との連携を深めます。

生活・学習・運動などについての児童の情報を保護者に伝え、相互に連絡し合って児童の自立への援助を行います。

宿題、自習等に関わる情報交換・保護者支援
地域での遊びの環境づくりへの支援
児童の活動充実のための保護者や地域住民の協力体制

(6) 関係機関との連携を密にし、事故のない生活をします。

佐土原小学校との連絡・調整
保護者との連携
運営主体の「佐土原保育園」との連携
危機管理等
安全に対する地域の人々の理解と協力

(7) 小さな社会人を育成する立場から、周辺や友人との連帯を学びます。

周辺の美化に目を向けた企画・実践
児童の意見を反映させた行事・諸活動の企画・運営の工夫
事故等に遭遇した際、被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力の育成

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会 【春季休業】
5月	
6月	誕生会（4・5・6月生まれ）
7月	自主避難訓練、プール活動、放課後児童クラブ周辺の美化活動 【夏季休業】
8月	園外活動（プール）社会見学、放課後児童クラブ周辺の美化活動
9月	誕生会（7・8・9月生まれ：） 【秋季休業】
10月	自主避難訓練 佐土原保育園運動会参加
11月	誕生会（10・11・12月生まれ）
12月	クリスマス会、大掃除 【冬季休業】
1月	お正月遊び
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加
3月	誕生会（1・2・3月生まれ）お別れ会 【学年末休業】

歓迎会・誕生会等、必要な行事は、「佐土原学童クラブ」と連携して行います。

佐土原保育園学童保育事業 平成31年度事業計画

1 目 標

保護者が就労や就学、病気、家族の介護等のため、放課後に家庭で面倒を見ることができない小学校就学児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、安心安全の生活の場として保護者支援の立場から「佐土原学童クラブ」における児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割を果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

本学童保育は、併設する「佐土原児童クラブ」(宮崎市教育委員会より受託)と連携を図りながら運営します。

- (1) 本児童クラブに通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供しながら心身の豊かな児童の育成を図ります。
- (2) 子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援と連携を図ります。
- (3) 小学校との連携を密にし、学校に通う児童の安らぎの場としての位置づけを大事にします。
- (4) 児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、児童一人ひとりの個人差や心身の状態を把握しながら育成支援を行います。
- (5) 児童や保護者、関係者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めます。

保育園の園児との交流の中で小学生としての存在を示し、共に生き方を学び合う場とします。

3 重点事業

(1) 自らの健康についての意識を高めさせ、児童の健康管理に努めます。

児童の健康状態を目視し、必要に応じて保護者との連絡を密にする。

健康観察

余暇の遊び(集団・個、室内外)

保護者との連絡・連携

静養や気分転換が必要な時の適切な対応

(2) 身の回りの整理整頓に努めさせ、基本的生活習慣の育成を支援します。

ロッカー等の整理整頓

学習用具や遊具等の取扱いと後始末

清掃活動への参加

手洗いやうがい、衣服の着脱、食事のマナー

(3) 学校での学習成果を生かしながら、自ら進んで学ぶ態度を支援します。

下校後の学習(宿題・宅集等)

下校後の自主学習の意欲づくり

備品・図書等の設置による自主的な学習活動を促す環境づくり

(4) 長期の休み等における学習・生活・運動等の活動を支援します。

長期休業中における生活を豊かにする活動
 休業中の自主学習の意欲づくりと支援
 製作活動の支援
 佐土原学童クラブ周辺の散策活動
 映写会等の実施

(5) 児童の健全な成長のために家庭や関係機関との連携を深めます。

生活・学習・運動などについての児童の情報を保護者に伝え、相互に連絡し合って児童の自立への援助を行う。

宿題、自習等に関わる情報交換・保護者支援
 地域での遊びの環境づくりへの支援
 児童の活動充実のための保護者や地域住民の協力体制

(6) 関係機関との連携を密にし、事故のない生活をします。

佐土原小学校との連絡・調整
 保護者との連携
 運営主体の「佐土原保育園」との連携
 危機管理等
 安全に対する地域の人々の理解と協力

(7) 小さな社会人を育成する立場から、周辺や友人との連帯を学びます。

佐土原学童クラブ周辺の美化に目を向けた企画・実践
 児童の意見を反映させた行事・諸活動の企画・運営の工夫
 事故等に遭遇した際、被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力の育成

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会 【春季休業】
5月	
6月	誕生会（4・5・6月生まれ）
7月	自主避難訓練、プール活動、クラブ周辺の美化活動 【夏季休業】
8月	園外活動（プール）社会見学、クラブ周辺の美化活動
9月	誕生会（7・8・9月生まれ：） 【秋季休業】
10月	自主避難訓練 佐土原保育園運動会参加
11月	誕生会（10・11・12月生まれ）
12月	クリスマス会、大掃除 【冬季休業】
1月	お正月遊び
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加
3月	誕生会（1・2・3月生まれ）お別れ会 【学年末休業】

誕生会・歓迎会等必要な行事は「佐土原児童クラブ」と連携して行います。

明照デイサービスセンター 平成31年度事業計画

1 目 標

社会福祉法人として地域のニーズを吸い上げ、地域のための、地域に生きる、地域に根差した事業所を構築し住民にとって安心できる生活を届けていきます。

2 基本方針

団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていく事が出来るよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進を行っています。

特に「介護予防」は、高齢者が地域で自立した生活が送れるようにすることを目的としており、高齢者が生きがいを持って自分らしい生活を作って頂くことや、高齢者本人の自己実現が重要です。宮崎市においても、介護予防の為に地域ケア会議の取り組みが進められ今年度より佐土原地区でも開始されることとなり、高齢者のQOLの向上を目指すために、他職種の助言を得ながら、自立支援・介護予防の観点から実施するケア会議へ参加を行うこととなります。地域ケア会議に資する資料作成から課題解決により検討された支援をチームで行うこととなり、職員のスキルの向上や連携が求められるため、研修などを通じてチームの強化を図っていきます。

「介護」においても、2018年の4月より開始した個別機能訓練加算 について、徐々に算定人数も増えてきている状況であり、要望も多いことから、活動の基盤となりつつありますが、取り組む内容や時間、計画表など見直しの必要と考えられる課題も見られるため、ニーズを整理し一つずつ確実に取り組み高齢者の生活動作の達成に貢献し在宅での生活が継続出来るように努めていきます。

共生社会においても、平成30年度は障がい福祉や共生型のサービスについて研修会を通して学んできました。今年度は、実際に障がい者への支援を経験し学ぶことで準備を行い、共生型デイサービスの開設を行い、住み慣れた地域での暮らしが支援出来るように努めていきます。

2025年問題にむけて、今後の医療・介護・地域包括ケアシステムの推進において経営基盤の確立が必要です。そのためには、機能の強化・人材の確保・育成・定着に努めていく必要があります。介護人材の確保として、職員との面談を今年度も継続して、複数回行い、業務や利用者支援、職員間の人間関係などの悩みや不安に等を聞き取り、改善し、離職予防を行います。また、サービス品質の向上においては、職員一人一人の意識改革、経営感覚を高める事ができるよう努めていきます。

平成30年度は大きな台風被害がありました。また地震などの震災も日本各地で見られています。利用者様の安全の確保を行い、ご家族にも安心が確認できるシステムを作っていきます。

3 重点事業

(1) ニーズに沿った機能訓練・プログラムの充実と、それらが行える職員の育成

個別機能訓練加算は定着してきており、利用者の中には訓練をやりがいに当デイに来所されている方がたもおられます。看護師と介護職員で連携し更に充実した訓練の提供を行います。

予防認定者は2019年4月より自立支援型地域ケア会議を行っていくこととなります。そのため、医療や介護に係る専門職による助言を得ながら高齢者の生活の質の向上に繋がるように、自立支援・介護予防の観点で支援策を検討していくこととなり、ご利用者が抱えている解決すべき課題を明確にしていくために宮崎市が推奨する和光市様式を使用していくこととなります。和光市様式に順応していくために、生活機能評価表や介護予防サービス計画書の作成方法や体力測定の方法などを学ぶ機会を作り互いに連携を深めて取り組んでいけるようにします。取り組む内容についても、ニーズに沿った訓練を行う

ことで、自宅での取り組みに繋げ、下肢筋力の維持向上に努めます。

また、新しい取り組みを検討し、利用者のやりがいや楽しみを共に見つけられる環境を作っていきます。それらを行うには職員の質の向上が必要不可欠です。今回もユニットリーダーを中心に、職員教育を行い、利用者にも質の良いサービスが提供出来る様に努めます。職員の面談についても、事前調査を行った上で面談を行い、職員の働きやすい環境づくりに努め離職の予防を行います。

利用者の状態に合わせて「予防支援」「介護支援」に分け、機能訓練を実施することで、機能の向上、維持を行います。

「予防支援」の方には

介護職員中心に、状況を確認しニーズに合わせた機能訓練を行います。ニーズに柔軟に対応できるように、通所型サービス計画書や担当者会議記録の整備やプロセスの見直しを行います。

機能訓練が行いやすいスペース、環境作りを工夫します。

解決すべき課題を明確にしていく為に宮崎市が推奨する和光市様式を取り入れるため、和光市様式について内部研修会を行い職員のスキルの向上を行います。

自宅での予防体操等の活動を促進していく為の貯筋通帳の取り組みを促し、対象者を表彰します。

自立支援を行うための情報収集が行える様式（生活機能評価表）の周知、作成を行います。

「介護支援」の方には

看護師が個別機能訓練加算 の加算算定を行っていきます。

看護師と介護職員とで訓練内容を定期的に協議し、機能訓練の内容や支援の方法などの見直しを行い、生活動作が達成出来るように支援を行います。

プログラムを充実させ、利用者のニーズに合わせた活動を提供します。

利用者（家族）満足度調査でニーズの高かった行事（外食・花見会等）を複数回実施します。

買い物支援は日曜日の活動を中心に行いますが、独居や高齢者世帯の方で定期的に買い物支援が必要な方には送迎後などでも対応していきます。

選択制脳活性プログラム（カラフルタイム）の内容をより強化し提供する事で認知症予防に努めます。（ぬか漬け作り・墓参り等）

文化祭を行い、製作物などの披露の場にすることで利用者の意欲を引き出します。

園児との交流を増やし、一緒に制作物を作ったり、手紙のやりとりを行います。

園芸活動を通じて、植物（野菜）や土をいじり他者とのふれあいを行い、生活や外出意欲の向上に繋げていきます。

定期的に新しいレクリエーションを考案しマンネリ化しないようにします。

利用者及び家族にアンケート調査によるニーズの分析を行い、ニーズに対して迅速に対応します

個々の能力に応じた職員指導を行い事業所全体のスキルの底上げを目指します。

明照福祉会の方針や事業所の理念を理解し業務に取り組んでいきます。

ユニットリーダーを中心に職員一人一人の知識、技術、コミュニケーション能力等の把握をし中堅職員、新任職員の教育を行います。

新任職員についてはプリセプターをつけ段階を経ての教育を行います。また、業務マニュアルの定期的な見直しを行いマニュアルに沿った教育を行います。

入職して3ヶ月はチェックシートを使用し指導のもらえないことや、指導について理解できているかの確認をしていきます。

PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）を用いて職員のレベルの統一化や、自分が自分を評価できるようなシステム作りを行っていきます。

送迎では毎年轻度の接触事故が見られている為、運転能力の向上のための訓練を行います。

言葉遣い等の接遇に関しては職員同士声を掛け合い質を高められるような環境を作ります。

計画書等の書式の指導は介護保険法に則った指導を行い、書式の必要性や作成方法を指導します。

管理者、相談員についても、それぞれの仕事の内容を確認し、互いにカバーし合えるように能力を高めていきます。

働きやすい環境を作り離職を予防に取り組みます。

管理者、ユニットリーダーとの面談を年3回（予定として7月、11月、3月）に実施し業務や人間関係について等の聞き取りを行います。その際、事前にアンケートを取りより詳細な聞き取りが行えるようにします。

面談で上がった意見や悩みについては速やかに管理者、相談員で協議し改善していきます。

ユニット以外でもその都度不安や悩みを傾聴し心のケアを図ります。

業務の時間を有効活用し残業時間を最小限度に抑えます。

定期的に懇親会を開催し職員間のコミュニケーションを取り、意見交換しやすい関係性を築いていきます。

(2) 共生社会の構築を見据えた取り組みを行っていきます。

障がいのある方々やその方々のご家族も高齢化しており共に生活することが困難になると考えられます。また、明照福祉会を取り巻く環境では地域住民の関係性が希薄になりつつあります。そのため明照福祉会では共生社会の構築を目指し、地域に根差した法人となれるよう取り組みます。

地域住民の方々との関係性を築いていきます。

地域や社会福祉協議会、包括支援センターからの依頼に対応しサロンでの活動を支援します。内容については予防体操や健康チェックを基本とし、それ以外の要望があれば実施します。

年に2回のクリーン作戦（地域の清掃活動）を継続して実施し地域住民との交流の場を作ります。

地域の行事に参加し地域の方々と顔馴染みとなり信頼関係を築きます。

共生社会を目指した活動を行います。

必要に応じて職員会議で障がいについての勉強会を行い、より知識を深めていきます。

生活介護の活動で空き缶回収にいられた那珂の郷の利用者と交流を持ち対応能力を高めます。

障害者福祉部と人事交流を行い障がい者の活動の場を経験していきます。

共生型デイサービスの開設を行い、住み慣れた地域での暮らしが支援出来る様に努めていきます。

(3) 安定した経営管理を行います。

在宅での生活が継続していける様に、ご利用者様・ご家族様の在宅での状況を確認し考えられる課題が解決できる様に支援を行う事で、入院や入所による利用中止を未然に防ぎ、経営の安定を図っていきます。

ご利用者様の健康管理を徹底します。

ご利用者様・ご家族様と担当のケアマネージャーとの連携を密に行い、おかれていた状況や問題を確認し、問題が解決出来る様に支援を行います。

感染症の防止に努め、長期の欠席や入院を防ぎます。

利用者の健康状態を把握し異常時の早期発見に努め必要と考えられる対応を行い、

入院者の予防を行います。

定期的に事業所内の設備改善や環境整備・環境美化を行い、ご利用者様の居心地の良い環境の提供を行います。

関係する事業所との密接した関係づくり

月1回は関わりのある担当ケアマネージャーと関わる機会を持ち、ご利用者様の情報の共有化を図ると共に、互いの信頼関係の構築を図っていきます。

定期的に事業所を訪問し、広報誌を配布し、口頭で事業所のアピールを行っていきます。

新規の居宅事業所や、関わりがなくなった居宅事業所を訪問し、事業所の特色等を説明し新規ご利用者様を紹介頂けるように努めます。

(4) 定期的に防災訓練を行い、防災意識を高め、体制整える事でご利用者様の安全確保に努めます。

近年、日本では地震や台風などの自然災害により他県では大きな損害を受けている状況です。宮崎県においても台風などの大雨による水害や、南海トラフ地震などの大災害が発生する確率が高まっています。その為、災害に対しての備えを十分に行い、ご利用者様の利用者様やご家族様が安心安全に対応出来るように支援を行っていきます。

定期的に防災の訓練を行います。

- 火災想定避難訓練 年3回(内3事業所合同の避難訓練含む)
- 不審者想定対策訓練 年2回
- 震災想定避難訓練 年2回

災害時の適切かつ迅速な対応

災害時のご利用者様ご家族様と職員との連携を強化し迅速に対応していきます。災害時の事業継続計画(BCP)の作成。

独居世帯・老夫婦世帯への災害時や夜間緊急時の支援の強化を図ります。

災害に備えて、備蓄品の検討を行い非常時には直ぐに持ち出す事が出来る様に整備を行います。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	バスドライブ(芝桜、つつじ) 鯉のぼり作成
交流会	明照保育園(花見堂) グループホーム明照 ひだまり2号館
5月	端午の節句会、菖蒲湯、地域ボランティア活動(明照クリーン作戦) 音楽療法、買い物、震災想定避難訓練、バスドライブ(花菖蒲)
交流会	明照保育園、ひだまりデイサービスセンター
6月	ペットボトル寄贈(イオン) バスドライブ(紫陽花) 誕生会(4.5.6月)~ボランティア訪問、外食
交流会	明照保育園、グループホーム明照 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
7月	七夕会、ボランティア(佐土原婦人会) いろは口説き披露会、そうめん流し、不審者想定対策訓練、バスドライブ(蓮)
交流会	明照保育園、ひだまりデイサービスセンター、那珂の郷交流会
8月	スイカ割り大会、夏祭り(家族会) バスドライブ(向日葵)
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照
9月	敬老会、ペットボトル寄贈(イオン) 誕生会(7.8.9月)~ボランティア訪問 火災想定避難訓練
交流会	明照保育園との交流、ひだまりデイサービスセンター
10月	明照デイ大運動会、明照福祉会合同運動会、バスドライブ(コスモス見学~西都原) 明照保育園運動会 佐土原保育園運動会、3施設合同火災想定避難訓練、八

	ロウインパーティー、外食、文化祭作品作成
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、原口保育園、グループホーム明照
11月	誕生会(10.11.12月誕生者)、ボランティア訪問、クリスマスツリー作り、おやつバイキング会、震災想定避難訓練、地域ボランティア活(明照クリーン作戦)、文化祭
交流会	明照保育園、ひだまりデイサービスセンター、ひだまり柳丸館、那珂の郷交流会
12月	餅つき、クリスマス、忘年会 大掃除
交流会	明照保育園、グループホーム明照
1月	初詣、新年会(家族会)ペットボトル寄贈(イオン)、不審者想定対策訓練
交流会	感染症蔓延対策とし中止
2月	節分会、明照保育園マラソン見学、音楽療法、ドライブ(座論梅)ボランティア(小学校区地域作り環境福祉部)、手芸活動(雑巾)、買い物、避難訓練
交流会	グループホーム明照
3月	ひな祭り、誕生会(1.2.3月)~ボランティア訪問、明照保育園卒園児お別れ会、鬼子母神大祭見学、花見会(曾我公園弁当持参)、火災想定避難訓練
交流会	明照保育園、ひだまりデイサービスセンター

その他の行事等

- (1) 毎月定例会議：ケアカンファレンス会議(機能訓練検討会)、合同会議会議(明照・グループホーム・ひだまり・調理)、行事検討会議、高齢者部定例会
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
宮崎市通所連絡協議会研修、宮崎県央ブロック研修、佐土原町他職種研修
- (3) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束
健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、体操やレクリエーション検討会
- (4) 専門職研修：スマイルシャイン部会、人材育成部会、介護部会、看護部会、調理部会
- (5) 非常災害対策訓練：火災想定避難訓練 年3回(9月、10月、3月)
震災想定避難訓練 年2回(5月、11月)
不審者想定対策訓練 年2回(7月、1月)
- (6) 地域貢献：明照クリーン作戦(地域のゴミ拾い)定期開催
地域サロンへの協力・参加(計画表をもとに参加)
病院受診・買い物支援の検討
- (7) 明照喫茶は随時行う。

相談支援センター明照（居宅介護支援事業所） 平成31年度事業計画

1 目 標

利用者・家族とともに今とこれからを共に考え、連携をもって支援を行える相談機関を目指します。また、明照福祉会らしさを維持し、時代にあった支援を展開できるよう努めます。

2 基本方針

利用者や家族に寄り添いできるだけ住み慣れた自宅や、地域で心身ともに健やかに生活が継続できるよう支援する事は、揺るがず変わらないが、社会背景に伴い介護保険制度や医療制度に伴い、目標の捉え方やサービス内容などは、大きく変化している。

その中で、今後を見通し変化に備えること、素早く情報を捉え適応し、利用者や家族・地域が取り残されないよう支援できる力と変わらずにいなければいけない理念を守りながら日々の業務に取り組んでいきます。

3 重点事業

(1) 安定・安心した生活の中で、利用者・家族が、喜びや充実感を見いだせるようマネジメント力の向上を目指し、これからの生活を楽しみにできるような支援計画を作成できるよう努めます。

1人1人と丁寧に向き合い、最善の方法を共に選び、自らの生活を意思決定できるようマネジメント力のスキルアップを目指していきます。

アセスメント・意向確認を確実にを行い、現状や今後についてより適した目標を持ち達成に近づける支援（ケアマネジメント一連業務）を行っていきます。

自立支援を目指した計画による、自立への成功例・実績を重ね、共生社会への実現を目指す支援を行います。

困難ケースと言われる、生活困窮者・ターミナルケア・複数の課題をかかえるケースにも、真摯に向き合い事業所として法人として支援が行える体制を整えていきます。

求められる、医療機関とのスムーズな連携を目指し、ネットワーク・フットワークを強化し、利用者・家族の不安の軽減に努めます。

(2) 地域のそばになる相談機関としての役割を果たす為に、高齢者のみならず、世代や分野を超えた課題に対しても、学び取り組んでいきます。

様々な縁からの繋がりを重んじ、人として専門職としてより良い支援が行えるよう、より良い関係性で連携が行えるよう努めていきます。

地域の中で、365日、24時間開かれた相談機関である為の機能充実と頼られる存在と受け入れられるよう、積極的に地域へ出向きネットワークや協力体制の強化を目指していきます。

担当地域にかかわる行政ならではの仕組みや、手続きを把握し、また広い範囲での事業所や医療機関・施設との情報交換を行い、より連携が行える支援機関を増やし最善の支援法を提案・提供できるよう努めていきます。

担当地域にかかわる行政ならではの仕組みや、手続きを把握し、また広い範囲での事業所や医療機関・施設との情報交換を行い、より連携が行える支援機関を増やし最善の支援法を提案・提供できるよう努めていきます。

災害時も含め、緊急時に素早く連絡や対応が行えるよう、定期的に連絡先等の確認を行いながら、日常に備えていきます。

(3) より良い質の高い支援を目指すために、経営の安定を目指していきます。

必要とされている支援を継続していくために、求められている使命に、根拠と責任をもって取り組む、経営の安定を目指していきます。

支援内容や成果を振り返ると同様に、定期的に事業実績に関心と自覚を持ち、振り返り、確認、分析、対応策を実行しながら独立採算を目指していきます。

取得可能とされる加算について、確実に取得し支援に生かしていけるよう努めていきます。

居宅事業所のみならず、法人が目指す支援が行えるよう、法人内の事業所に対しても必要な情報交換や互い存在を意識し、責任をもって有意義な意見交換にて事業が展開できるよう努めます。

(4) 働く環境の整備や業務の効率化に努め、事業所力の向上を目指していきます。

明照福祉会の一員であることを、心に刻み、専門職としての誇りと自信を持ち自らも心身ともに健康で安心して業務に専念できるよう努めていきます。

規定で定められた、休暇等を計画に取得できる環境を整え、職員が心も体も健やかで、行うべき業務に取り組めるよう、定期的に健康管理や個人面談等を行います。

また自ら学びたい分野や資格取得についての支援、また新たな知識・深い技術を身に付ける機会を持つことが出来るよう努め、研修や勉強会への参加を行います。

居宅事業所のみならず、法人内の事業所が、地域の事業所がともに、スキルアップできるように、引き続き事例検討や研修の企画等にも取り組んでいきます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、地域サロン参加
5月	多職種連絡協議会
6月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、佐土原居宅事例検討会、北ブロック介護支援専門員勉強会
7月	地域夏祭り参加、多職種連絡協議会、地域区長・民生児童員訪問意見交換
8月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、法人内研修の実施、地域サロン参加
9月	地域区長・民生児童員訪問意見交換、多職種連絡協議会、北ブロック介護支援専門員勉強会
10月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、地域サロン参加
11月	多職種連絡協議会、地域サロン参加、佐土原居宅事例検討会
12月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、北ブロック介護支援専門員勉強会
1月	在宅スキルアップ研修、多職種連絡協議会、地域サロン参加
2月	介護支援専門員現任研修、県老サ協研究大会、市介護支援専門員連絡協議会定例会研修
3月	多職種連絡協議会、北ブロック介護支援専門員勉強会、地域サロン参加

毎月定例会を実施。

相談支援センター明照（相談支援事業所） 平成31年度事業計画

1 目 標

障がいがある方のさまざまな問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、本人の社会参加が進むように支援します。

障がい福祉サービス利用者のニーズを汲み取りサービス等利用計画を作成し、サービスが計画にもとづいて、提供されるよう定期的にモニタリングを行なうことと、必要に応じ状態把握を行います。

「地域共生社会」の実現に向けて、障がい者や高齢者、乳幼児といった既存の制度の枠組みを越えて、地域の中で複合的な課題を抱える要援護者の相談を一体的に対応できるように那珂の郷、居宅介護支援事業、保育園と連携できる体制を整えていきます。

2 基本方針

相談支援の実施にあたっては、利用者、家族の心身の状況を把握するとともに、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を活かしながら、利用者が地域社会で希望する日常生活を営むことが出来るように支援を行う。

常に利用者の立場に立って、利用者に提供される障がい福祉サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

障がい者や高齢者、子どもといった既存の制度の枠組みを越えて、困難を抱える人を一体的に支える「地域共生社会」に向け相談窓口のワンストップで対応できる環境・支援体制を整えていきます。

3 重点事業

(1) 個々のライフステージに応じたサービス等利用計画の作成

乳幼児期には発達、学童期には教育、成人期には就労等ライフステージに応じて、利用者とその家族のニーズやストレングス・モデルを把握し、必要に応じた福祉サービスを受けることができるように一緒に将来計画の作成を行います。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

障がい者支援は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病と4つの分野に対応している。利用者が抱える障がいや悩みなどを聞き取り、それぞれの状況を把握し対応を行っていきます。

利用者の障がいの程度や特性を理解し、その立場に立ち意思の疎通を図ります。

家族の気持ちを理解ができるように努めます。

自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

(3) 関係機関との連携の強化

障がい者支援のサービスを利用していく中で、利用者本人、障がい福祉サービス事業者、行政、医療機関などの関係機関との連携を行い、本人が地域社会で生活していくために統一した支援を行っていきます。

利用者本人、障がい福祉サービス事業者、行政、医療機関等と連携を図ります。

虐待の防止及び早期発見のため、利用者本人、障がい福祉サービス事業者、行政、医療機関などとの連絡調整などを行います。

困難事例については、利用者本人、障がい福祉サービス事業者、行政、医療機関などとの連携強化を図り、地域社会で生活が維持できるように支援を行います。

障がい者相談の区切りではなく、介護や子育て、生活困窮といった既存の分野の枠組みを越えて対応できるように、関係者が横断的に福祉を担う包括的な相談支援が出来る様に取り組みます。

利用者それぞれに、災害時の避難方法など確認を行い、意識付けを行っていく。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する事例検討会 宮崎市自立支援協議会相談支援部会
5月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する勉強会 宮崎県障がい者相談支援事業所連絡協議会 総会・研修会
6月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する事例検討会 宮崎市自立支援協議会相談支援部会
7月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する勉強会
8月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する事例検討会 宮崎市自立支援協議会相談支援部会
9月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する勉強会
10月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する事例検討会 宮崎市自立支援協議会相談支援部会
11月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する勉強会
12月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する事例検討会 宮崎市自立支援協議会相談支援部会
1月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する勉強会
2月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する事例検討会 宮崎市自立支援協議会相談支援部会
3月	計画相談支援・障がい児相談支援に関する勉強会

明照ヘルパーステーション 平成31年度事業計画

1 目 標

利用者の望む生活の実現にむけて、事業所全体で協力し在宅生活が少しでも長く続けられるように支援いたします。

2 基本方針

団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年に向けて国は地域包括ケアシステムの整備を進めています。2021年の介護報酬改定では生活援助の単価の引き下げが予想されており、今後は自立支援介護の推進により生活援助のプランは減っていき、身体介護中心のプランの活動にシフトしていく事が予想されます。

ヘルパーは、利用者の生活に一番身近な介護の「専門職」として、利用者の望む生活に対しての「目標の達成」にむけて様々な視点を持ち、利用者と共に在宅生活が少しでも長くなるように活動を取組める事業所づくりをめざします。

また、日々の生活の楽しみにつなげられるように、活動以外の時間帯にイベントを設けて利用者や家族と同じ時間を過ごすことも今年度は実施を検討していきたいと思えます。災害についても日頃からの備えを意識して行っています。

3 重点事業

(1) 事業所全体で利用者の生活を支えていくための体制づくり

ヘルパー個々のスキルアップ＝事業所力の向上を目指し「職業能力評価シート」を導入します。このシートを用いて、職員全員のスキルレベルのチェックを行い、事業所としての強みを理解し、苦手な部分に関しては効果的な研修を行い

職員個々のスキルアップを目指します。ヘルパーが自立支援についての意識や様々な知識を持ち活動を行う事で、日常の変化や動作などを事業所で共有し、専門職と連携をとり在宅生活の延長につなげていきます。また、利用者にとってヘルパーの訪問が楽しい時間になるように取り組みを行っていきます。

サービス提供責任者は定期的に必要な書類が揃っているかの確認を行ない、訪問介護計画書に沿ったサービスが実施出来ているかの相互チェックも実施していきます。また担当利用者の情報を事業所職員全体で共有する事で、緊急時に対応できる体制作りを行っていきます。

定例会時に利用者に関わる事を検討していく事が、虐待防止につながっていくと考え、「利用者サービス向上検討会」担当者を決めて時間を設け取組んでいきます。年に1回虐待についての研修も行います。

事業所独自の取り組みとして、利用者の要望や季節ごとの行事、外食の日などの行事計画を行い、利用者の楽しみや生活意欲の向上を目指していきます。

(2) 緊急時を想定し、日頃から備えをおこなっていきます。

活動時は、自宅内の動線の確保や転倒につながる場所がないかの意識を持ち、自宅内の確認を行ないます。危険箇所については利用者、必要時にはご家族に相談を行い改善出来るように取り組みを実施していきます。

緊急連絡先や緊急時の対応の確認を担当者会議時に行ない、担当者会議録を通じてヘルパーに周知を行い、自宅内にある緊急連絡シートにすみやかに反映を行います。

災害時に利用者の不安が軽減出来るように、年に1回の防災訓練の実施と、外部講師を招いての研修会を実施し防災についての実践的な知識と職員の意識の向上を図ります。

台風などの災害時には関係機関等と連携し、独居の利用者宅を中心に訪問し、安否の確認や戸締り、非常時の食事の確保などを行います。

また、熱中症や体調悪化時などの非常用の食品の準備、確保も行っています。

(3) 経営の安定と働きやすい職場環境作りを目指します。

法人の居宅介護支援事業所だけでなく、佐土原町近隣の他の居宅介護支援事業所や相談支援事業所に対して、活動可能曜日・時間などのアピールを行い、新規利用者の確保に努めていきます。同時に活動エリアの拡大や新規登録ヘルパーの採用も目指していきます。

地域包括ケアシステムの導入が進む中で、夜間、早朝のケアのニーズが高まる事が予想されます。事業所内で意見交換を行ない、必要な支援が行えるよう検討を実施していきます。

事業所の備品の購入についても、コストの削減を意識してすすめていきます。

仕事と家庭の両立ができるように事業所全体で協力体制を作り、職員それぞれが働きやすい事業所を目指します。

(4) 地域の中の訪問介護事業所として

ヘルパー事業所として、地域の情報の把握に努め、地域と一緒に利用者を支える体制を作っていきます。また、困り事の相談があった際は利用者、ご家族、居宅介護支援事業所と課題を共有し、解決できるように取り組んでいきます。

地域とのつながりのありかたや方向性など、事業所としてどのように地域と関わる事が出来るのか定例会時に検討を行っていきます。

(5) 地域包括ケアの一翼を担う、サービスの選択肢の一つとして

有償訪問介護については、日々多様化するニーズに対応出来るようにするため、活動内容の見直しや、時間の細分化、利用料の検討を行っていきます。

利用者から相談があった困り事の相談は、法人内の組織とも連携をとり解決策を見出せるようにすすめていきます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	ヘルパー定例会（事業計画について）
5月	ヘルパー定例会（職業能力指導）
6月	ヘルパー定例会（食品管理・食中毒）
7月	ヘルパー定例会（災害時の対策）
8月	ヘルパー定例会（虐待防止について）
9月	ヘルパー定例会（介護、記録技術、支援時の困り事）
10月	ヘルパー定例会（感染症対策について）
11月	ヘルパー定例会（個別支援計画書からの支援）
12月	ヘルパー定例会（心肺蘇生法）
1月	ヘルパー定例会（自己評価、支援時の疑問）
2月	ヘルパー定例会（今年度の反省・次年度に向けて）
3月	ヘルパー定例会（職業能力評価シートの振り返り）

その他

定例会の研修はサービス提供責任者と常勤ヘルパーのペアで当番制で実施
 事業所内カンファレンス 毎月の定例会時の他随時実施
 法人内部研修への参加 担当訪問介護員を決めて出席
 外部研修に積極的に参加 個々のスキルにあわせた研修計画の立案
 参加に伴って生じる活動の調整などを実施

グループホーム明照

平成31年度事業計画

1 目 標

グループホームの機能や環境を最大限に活かしながら認知症の方が自分らしく、住み慣れた地域で安心して穏やかに生活を送り続けられる夢を実現していきます。

心を傾け寄り添いみんなの声を形に変える事が出来る生活を目指します。

2 基本方針

開所して10年が経過しました。この10年間で社会・福祉・地域も大きく変化をしています。認知症高齢者の大きな社会課題となっている2025年問題についても、現状では課題解決には至っていません。その背景の中には、新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)にも位置づけられている最大の使命である『認知症の人が住み慣れた地域で心穏やかに生活できる環境整備』についてグループホームや認知症対応型通所介護の存在意義は欠かせないものになってきています。

そのような使命を踏まえ、平成31年度は認知症専門としての機能を活かしながら地域の認知症高齢者の生活を支える拠り所になれるように必要な環境(内外環境)の整備を行っていきます。

また、認知症ケアにおいて最も重視している『その人らしさ』を最大限に尊重したパーソン・センタード・ケアの実現に努めていきます。その為には基本的な健康管理・安全管理の徹底に努めながら病気(疾患・認知症)の進行予防の支援を行っていきます。そして、『その人らしさ』を実現するために、やりがい・出来る、楽しみを見つけ自立に繋がる個別支援(アクティブスマイル)を合意形成を大切に取り組むことで、成果や喜びを利用者及び職員が共有実感できるように行っていきます。

そして、そのような支援の要になるのは職員のスキル(知識・技術・人間性)向上が必要不可欠です。認知症ケアの専門職である前に一人の福祉人として基本的な理念を構築しながら人材育成に力を注ぎ、個人・チームスキルの向上を目指していきます。

また、生活を送る中でいつかは『最期の別れ』を考えなくてはなりません。これまでの看取りケアの経験を活かしながら関わった全ての方々が住み慣れた場所と馴染みのある方に囲まれて安心した人生の最期を迎える事の実現を目指していきます。その為には全職員が更なる看取りケアの知識と技術の向上が求められます。

認知症共同生活介護の充実は勿論ですが、『認知症の人が住み慣れた自宅で心穏やかに生活できる環境整備』も重要な使命ですので、平成29年1月から運営を開始している認知症対応共用型通所介護を拡大と充実に努め、地域の認知症高齢者の在宅生活継続を支援していきます。そして、拡大していくためには利用者個々に応じた在宅生活が継続できる必要な支援を確立し取り組んでいきます。

最後に認知症高齢者を支援するための環境として、家族や地域の存在は欠かせません。『馴染み』『絆』を大切にしていける事で一つ一つの縁を『太く』『未永く』橋渡し出来る支援に努めていきます。

3 重点事業

(1) その人らしさを中心におくケアこそが認知症ケアであることを重視しながら健康で安心した生活(尊厳を支える生活)が楽しめるサービス支援を提供します。

(2) 利用者の生活や質の高いサービスを担うのは職員そして事業所(チーム)です。職員は、介護技術・認知症ケアに必要な知識・技術を学ぶために、人材教育や研修を積極的に受け、資質の向上に努めていきます。また、福祉人としての豊かな心も育成します。

(3) これまでの看取りケアの経験をこれからの看取りケアに活かせるように経験+知識+

技術を踏まえた上でその人の最期に心から寄り添える看取りケアの充実に努めていきます。

(4) 認知症対応型共用型通所介護を効果的に有効利用する事で、認知症高齢者が住み慣れた自宅でいつまでも自分らしく安心して生活送れるように支援します。

(5) これまで大切にしてきた家族や地域との繋がりが途絶えないようにこれからも『馴染み』『絆』を大切に、一つ一つの縁を『太く』『末永く』構築できるように努めていきます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	調理教室(お好み焼き) 外出(フローランテ)音楽療法、地域ボランティア、明照保育園(花見堂)、誕生会、調理教室(チキン南蛮)
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
5月	明照保育園(こいのぼり運動会)、調理教室(柏もち・ちまき)、明照保育園芋の苗植え見学、地域ボランティア、外出行事(動物園) 誕生会、母の日、花菖蒲(市民の森)
交流会	明照保育園 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
6月	調理教室(肉巻きおにぎり) 外出行事(イオンモール) 地域ボランティア、父の日、宮崎市博物館
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター 佐土原保育園
7月	地域ボランティア、外出行事((堀切峠) 調理教室(ゴーヤチャンプル) 佐土原夏祭り見学、バーベキュー大会~買い出しから企画
交流会	明照保育園 ひだまり1号館 那珂の郷
8月	地域ボランティア、誕生会、そうめん流し~買い出しから企画・花火大会見学、調理教室(冷や汁) 高鍋町ひまわり畑、外出行事(新田原基地前お茶)
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 明照デイサービスセンター
9月	敬老会、地域ボランティア、調理教室(レタス巻き、月見団子)、運動会予行練習見学、外出行事(果物狩り) 外食行事(高鍋町・ママンマルシェ)
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
10月	明照保育園運動会見学・芋堀り見学、誕生会、買物(しまむら) 地域ボランティア、コスモス(西都原~コスモス見学)、調理教室(大学芋・栗御飯) 明照福祉会高齢者部門合同運動会、社会福祉協議会主催の祭りに参加、外出行事(植木市・神武さま祭り見学)
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
11月	地域ボランティア、調理教室(ハンバーグ) 明照保育園発表会予行練習見学、誕生会、温泉(歓鯨館) グループホーム明照文化祭
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
12月	音楽療法、誕生会、餅つき・大掃除、調理教室(しゃぶしゃぶ・年越しそば) クリスマス会・地域ボランティア、冬至(南瓜・ゆず風呂)
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 原口保育園
1月	年始、初詣(鬼子母神) 七草粥、鏡開き(おしろこ) 誕生会、新年会、地域ボランティア、調理教室(すき焼き)
交流会	明照デイサービスセンター ひだまり1号館
2月	節分、明照保育園(マラソン見学) 誕生会、調理教室(恵方巻き) 外食(青島)
交流会	明照保育園、明照デイサービスセンター
3月	ひな祭り、地域ボランティア、誕生会、お花見(西都原古墳群)、鬼子母神大祭、明照保育園(卒園児との交流) 調理教室(ちらし寿司) 外出行事(綾の難山見学)

交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター ひだまり2号館
-----	----------------------------

寒暖の影響がない晴天時には、毎日散歩を実施
 印は、家族共同行事 今年度からの新しい行事
 月1回以上地域ボランティアとの交流会の開催（社会福祉協議会からの紹介）

- (1) 毎月定例会議：職員会議（月2回開催）、高齢者部定例会、3施設会議（明照保育園・明照デイサービス・グループホーム明照）
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
 宮崎県央グループホーム連絡協議会主催、佐土原他職種連絡協議会
- (3) 内部研修：毎月（実践に必要なテーマを選定、看取りケア研修）
 *命にかかわる心肺蘇生等の研修は定期的を実施
 認知症ケア研修（認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導）
- (4) 運営推進会議（年6回：5月、7月、9月、11月、1月、3月予定）
- (5) 外部評価（年1回：10月予定） 緩和申請予定
- (6) 家族会（年2回以上、）家族懇親会（年1回以上）
- (7) 非常災害訓練（毎月1回：火災・地震・水災・津波・停電・不審者侵入）
 運営推進会議内で緊急通報システムを活用した避難訓練
 夜間想定だけでなく夜間帯に実際の訓練実施
 近隣施設と合同での総合訓練実施（協力：宮崎市北消防署）
- (8) 新城地区サロン参加（毎月1回）
- (9) コミュカフェ 地域認知症カフェ（毎月1回第3週）

ひだまりデイサービスセンター 平成31年度事業計画

1 目 標

自らの体調や生活のことを考え、“元気でいたい”と気持ちを明るく持ち、慣れ親しんだ環境で過ごしていけるよう支援します。

2 基本方針

平均寿命が延伸し、20年前の高齢者に比べると身体面での高齢者の若返りも指摘されていますが、健康寿命は男性で約9年、女性で約13年、平均寿命より短いとされています。これは、男性平均9年間、女性は13年間要介護状態にあるということになります。また、75歳以上の後期高齢者における要介護の原因の1位は老衰（フレイル）であると言われています。フレイルの克服により、要介護期間を短縮し、健康寿命を延伸することが期待されています。平成31年度は宮崎市全地域において、自立支援型地域ケア会議の開催により高齢者のQOL（生活の質）の向上につながる取り組みが強化されていくこととなります。平成30年度から開始した要介護認定者向けの個別機能訓練（加算）では、本人やご家族に効果を実感して頂けた部分はありませんでしたが、体力測定を実施するに至らず、成果を明確に数値で見るところまでは到達できませんでした。また、義歯や口腔内の異常から食事形態の変更をされる方もおられ、口腔内の健康についても職員の介入が不十分であったことが反省として残りました。平成31年度は、自立支援の基本要素である運動・口腔（口腔機能向上）・栄養（食事を楽しむ）の面から、フレイル予防を支援し、その人らしく在宅生活が継続できるよう機能訓練や口腔体操、口腔ケアの充実を図っていきます。また、これまで取り組んできた園芸活動や買い物、調理教室等の活動を通して、食事に対する意識、意欲の向上を図るとともに、生活における課題を探り、適切な支援を検討しながらご利用者の健康寿命延伸の一助となるよう支援していきます。また、平成31年度から働き方改革が推進されます。職員の働きやすい環境とご利用者の活動の充実、これらのバランスが課題と考えます。これまでの業務の見直しを行い、積極的に新しい方策に取り組み、職員が健全にご利用者本位のケアに努め、信頼関係を強化し経営の安定につながるよう努めていきます。

3 重点事業

(1) フレイル予防(運動、口腔、栄養)に取り組みます。

個別機能訓練加算を算定し、必要な機能の維持向上に努める。数値としても実感できるよう、握力、歩行速度の測定、その他必要なスケールを必要な対象者に実施する。口腔内の健康にも目を向け、口腔体操、口腔ケアの助言、指導に尽力する。食への興味をもちながら、食事を楽しむ支援を行う（栄養面の助言、調達から消費までの相談、支援）。諸活動を通して、楽しみながら運動機能の維持・向上を図る。

(2) 高齢者の病気に対する理解を深め、ご利用者の体調管理に努めます。

内部研修、外部研修に積極的に参加し、病気への理解、対応についてのスキルアップを図る。介護と看護の連携が図れるよう、ご利用者の既往歴や日頃の状態について内部研修、情報共有を行いスキルアップを図る。職員の配置と利用者の状況に意識をもち、自発的に考え動く事で、事故防止、体調管理に努める。

(3) 地域に根差す事業所として成長していきます。

継続して広報紙は地区回覧物として発行する。地域のボランティアさんとの交流では、お互いが楽しいと思える関係づくりを継続していく。事業所周辺のクリーン作戦は、散歩の機会に併せて行う。地区サロンや総会、清掃などにも積極的に参加し、顔のみえる事業所作りを行う。

(4) 個別的な課題に目を向けながら利用者の確保を行い経営の安定を図ります。

関係居宅を訪問し、ご利用者の状況報告、事業所の現況を伝え、信頼関係の構築に努める。

- 地区住民、またケアマネやご家族が事業所に足を運ぶ機会となるような行事や活動を計画し、気軽に訪問しやすい開かれた事業所をめざす。
 事業所の屋内外の環境整備を行い、明るい雰囲気作りに努める。
 屋外～花壇やミニ菜園（プランター）での園芸活動を継続。いつでも花がある清潔感のある事業所を目指す。
 ○屋内～季節に合ったご利用者の制作物を展示。他者評価や自己評価を通して、お互いの存在、価値観を認め交流を深める。訪問者にも楽しめる空間づくりを心掛ける。

(5) 定期的な防災訓練の機会を持ち、地域と一緒に非常時に備えていきます。

- 年2回（8月、2月）に火災を想定した避難訓練を実施。とっさの行動や判断が必要になる場面での避難についてのシミュレーション訓練を行っていく。
 年1回（10月）震災・津波を想定した避難訓練を実施。
 消火設備の点検や電化製品や電源等の点検、避難経路の確認を計画的に行う。
 火災想定での避難訓練・防火訓練の際には地区の方にも参加を呼び掛け、火災時の連携、協力について一緒に訓練が行えるように働きかけを行う。
 非常災害の備えとして、毎月、災害や防災についての話し合いの機会を設け、日頃から防災への意識を継続して持つことができるように努める。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	桜見学、ひだまり柳丸館交流会、誕生会、舞踊交流会
5月	花菖蒲見学、ひだまり2号館交流会、明照デイ交流会、舞踊交流会、調理教室、誕生会
6月	佐土原保育園児との交流会、舞踊交流会、誕生会、調理教室
7月	七夕祭り、グループホーム明照交流会、明照デイ交流会、誕生会、そうめん流し、舞踊交流会
8月	夏祭り、避難訓練、すいか割り、調理教室、誕生会
9月	敬老会、誕生会、明照デイ交流会、ひだまり柳丸館交流会、調理教室、運営推進会議、舞踊交流会
10月	ひだまり2号館交流会、保育園交流会、誕生会、パーベキュー、運動会、パストライブ、那珂の郷運動会見学
11月	焼き芋会、明照デイ交流会、舞踊交流会、グループホーム交流会、誕生会
12月	ひだまり柳丸館交流会、航空祭見学、佐土原保育園交流会、調理教室、
1月	餅つき会
2月	初詣、舞踊交流会、誕生会、
3月	佐土原保育園交流会、梅見学、誕生会、舞踊交流会、避難訓練、運営推進会議

外食については同月内1回とし、年間を通じて各ご利用者が参加できるよう計画いたします。

買い物行事については、必要性和時期を検討し、随時計画していきます。

その他、

- (1) 毎月実施する行事
 誕生会、日本舞踊鑑賞 大坪先生～奇数月 第2土曜日
 宮崎先生～奇数月 第4金曜日、斎藤先生～偶数月その都度連絡
- (2) その他の行事
 天神地区内清掃、天神地区夏祭り、音楽療法（随時）フラダンス鑑賞（随時）火災を想定した避難訓練（年2回、8月・2月）震災津波を想定した避難訓練（年1回、10月）
- (3) 会議
 担当者会議、ケース会議（職員会議）、合同職員会議、行事検討会議（職員会議）、高齢者部定例会議、各部会会議（看護・介護・スマイルシャイン・人材育成）
- (4) 外部研修
 宮崎県社会福祉研修センター、地域包括支援センター主催研修
- (5) 内部研修
 各部会研修、事業計画に沿った内部研修等

デイサービスセンターひだまり2号館 平成31年度事業計画

1 目 標

ご利用者様やご家族様が新たな「夢」を持って生活できるようお手伝いを致します。

2 基本方針

全国的に高齢化と少子化が以前から叫ばれてきて、国をあげての対策を行ってきているが中々抜本的な対策や改善がなされないまま、残り6年あまりで「2025年問題」に突入します。それは「第一次ベビーブーム」で生まれた「団塊の世代」が75歳以上(後期高齢者)になり、要介護者や認知症患者が急増し、社会保障費が増大する等の問題です。宮崎県の推計では、2025年をピークに高齢者全体の人口はあまり変動しないが、後期高齢者の占める割合が20%を越え、その後増加していくとされています。しかし、その反面、介護スタッフの数は2025年には約3,700人程不足すると言われ、高齢者を支える側の問題も出てきています。そのため、今後は要介護状態や認知症を患った高齢者への支援と併せて「介護」という仕事の魅力発信や現スタッフの離職防止に関する取り組みを行います。

高齢者を支える準備としては、昨年度の介護保険法改正により国も推進している「自立支援型介護」を充実させ、ご利用者様やご家族様には新たな「夢」を持って生活ができるよう支援します。「介護」の仕事の魅力や離職防止については、仕事に対する達成感が得られないことやスタッフ間のコミュニケーションの少なさにより、お互いのことをしっかりと知ることができていないこと等が問題点と取らえ、スタッフの自主性の尊重やコミュニケーションを活発にするためのツールの活用、個人面談等を通して長く努めることができる職場環境を作ります。

また、「共生型サービス」については、障がい者への理解や指定要件の把握等の情報収集に努め、その時に備えます。

その他、地域との関係性については、区長様や民生委員様と情報共有できる機会を定期的に設け、繋がりへの促進に努めます。

3 重点事業

(1) ご利用者やご家族が目指す将来像に少しでも近づけるよう支援します。

国が「自立支援型介護」を推し進めている状況を鑑み、今後の通所介護も本格的に在宅生活を踏まえた支援を行い、要介護度の改善を目指す必要がある。また、今後認知症のご利用者も増加の一途を辿ることから認知症に対する適切な理解とケアが重要になってきます。そのため、どのようなニーズや課題にでも対応できるよう情報の収集とそれに対しての実践を行い、目指す将来像に近づけるよう支援します。

在宅生活の状況についてアセスメントを行い、必要な情報を精査します。

利用者や家族のニーズや満足度を把握するために年に2回満足度調査を実施し、今後のサービスの礎にします。

思い描く将来像に近づくために「自立支援型介護」をベースにした支援を行います。

アセスメントにて浮上した生活課題について「個別機能訓練」を実施することで課題解決に繋げ、目指す将来像に近づけるよう支援します。

(2) 職場内外での研修を通して知識や技術の習得を図ると共に、スタッフ個人の強み・弱みをスタッフ間で共有し、お互いの事を知ることで協調性や連帯感に繋がります。

介護の人材は依然として全国的に不足が続いており、離職者が後を絶たない状況にあります。そのため、現スタッフの流失を防ぐためにもスタッフ間のコミュニケーションの活発化と良好な関係を向上させることで離職防止につなげ、スタッフが働きやすい職場

作りに努めます。

職員会議内にてスタッフ自ら研修の内容を考え、講師役として研修することで主体性を持って何かをする姿勢の構築や各スタッフの共通理解に繋がります。(2ヶ月に1回)

定期的にスタッフとの個人面談を行い、スタッフのことを知ることで弱みの補強と強みが伸ばせるよう努めます。

「グッジョブカード」と「サンクスカード」の活用により、普段の何気ないフォローやお互いの仕事ぶりを称賛しあうことで良い部分に目を向ける習慣をつけ、良好な関係の形成に役立てます。

(3) 地域(特に区長様宅、民生委員様宅)へ出掛けることで事業所理解に繋げ、繋がりを形成しやすくします。

昨年度は何回か区長様宅へ出向き、当事業所のことや地域のことについて情報共有を行いました。それ以上の進展は望めず、関係性も進展することはありませんでした。そのため、今年度は区長様宅や民生委員様宅へ広報誌や活動新聞等を持参することで当事業所から地域への広報ではなく、区長様や民生委員様から地域へ若しくは地域から区長様・民生委員様へ相談事があった時の助けになれば考えます。また、地域サロンとは継続して交流会を行い、関係性の継続と促進に繋がります。

区長様や民生委員様との関係性を密にするため定期的に会う機会を作り、広報活動を行います。

地域の行事を把握し、手伝いや行事へ参加することで関係が構築しやすい土台を作ります。

地域サロンとの交流を継続して行い、関係性の促進に努めます。

(4) 「共生型サービス」に必要な情報や知識の習得を行います。

高齢の障がい者が障がい者福祉サービス終了後、スムーズに介護福祉サービスが受けられるようシステムについての情報収集や共生型サービスの指定を受けるための要件等を把握し、障がい者のその後の生活を準備します。

障がい者の特性などについての知識を深めます。

「共生型サービス」に関しての情報収集を行います。

(5) 「防災に備えた訓練の強化や必要物品の確保を行います。

昨年度は地震や水害など日本全土において予想だにしない災害があり、多大な被害がありました。その中で、日頃の訓練と意識の大切さを改めて知りました。そのため、密度の濃い訓練と都度の情報収集を行い、防災に対するスキルアップに繋がります。

消防設備保守点検等委託業者による消防用設備等の点検を実施します。(年2回)

年5回の訓練をマニュアルに基づいて実施し、災害時の被害を最小限にとどめられるよう努めます。(火災、地震、津波に対する避難訓練、不審者訓練、消火訓練、119番通報訓練)

避難時に必要な物を準備し、災害時や緊急時に備えます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、農園芸、桜見学、防災訓練(不審者)
5月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、買い物、花菖蒲見学、ピクニック、地域サロン交流会
6月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、避難訓練(水害)、外食(月・火)、紫陽花見学、大正琴来訪
7月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、農園芸、地域サロンとの交流会、七夕祭り、野外活動、ソーメン流し、那珂の郷交流会

8月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、買い物、夏祭り、すいか割り、野外活動
9月	誕生会、調理教室(バーベキュー)、大正琴来訪、地域サロン交流会、外食(水・木)、敬老会、保育園児交流会、野外活動、避難訓練(法定訓練：火災)
10月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、農園芸、運動会、ドライブ、野外活動、原口こども園運動会見学
11月	誕生会、調理教室、避難訓練(地震・津波)、地域サロンとの交流会、買い物、コスモス見学、焼き芋会
12月	誕生会、調理教室、クリスマス会、餅つき大会、忘年会(鍋会)
1月	誕生会、調理教室、初詣ドライブ、書初め、カルタ大会、新年会、市町村対抗駅伝
2月	誕生会、調理教室、節分、雛山見学、梅見学、避難訓練(法定訓練)、農園芸
3月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、外食(金・土)、保育園児交流会、舞踊見学、野外活動、菜の花見学

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他事業所との交流会は、随時、計画して実施する。
- (2) 法人外の近隣事業所との交流会兼情報交換会の実施
- (3) 毎月定例会議：職員会議・利用者ケース会議・行事検討会
- (4) 柳丸館との合同研修（奇数月に実施）
- (5) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (6) 必要研修（内部）：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係

デイサービスセンターひだまり柳丸館 平成31年度事業計画

1 目 標

私たちは以下の項目を目標に掲げ、地域包括ケアシステムの理念や更に進化(深化)した地域共生社会の実現に向けた効果的且つ合理的な事業所の安定経営に努めます。

- (1) 全てのデイサービス利用者(同一建物内入居者含む)を地域の住民として捉え、住み慣れた地域(単に移動距離ではなくコミュニティとしての地域)の中で生活の質を維持しながら継続した生活が送れるよう支援致します。
- (2) 上記地域の中で「福祉・介護相談処」としての機能の充実を図り、地域福祉・在宅福祉の貢献に努めます。
- (3) 社会福祉法人の使命として将来を担う福祉人材育成としての役割や実習機関として貢献に努めます。
- (4) 大規模災害時における福祉避難所としての更なる機能の充実と台風接近や停電等の小規模災害時の一時避難所としての機能を地域住民へ提供致します。

2 基本方針

私たちは、目標をより具体化する為に以下の項目を基本方針に掲げ、目標達成に向けた課題の解消や各種準備並びに職員全体のスキルの底上げを行います。

(1) 事業所基本理念の理解と同じ目標に向けた取組を行います

第一の矢

サービスを提供する側の基本姿勢として、法人の基本理念や事業所の理念を正しく理解し、それらの真意や経緯又は社会福祉法人の職員のとして求められる品格や行うべき行動を正しく理解できる研修の場を定期的に設け、全職員が同じ方向を向き、常に同様に質の高いサービスが提供できる環境を整えます。

第二の矢

初対面での人の印象は7秒で決まると言われています。プロとして職業人として常に笑顔で接し、正しい日本語を用いてコミュニケーションに努めると共に、利用者の主訴をきちんと傾聴し、その中から真のニーズを見極める質の高い職員像を目指します。

(2) 公平な介護サービスを受けられる為の見直しや整合性図ります。

第一の矢

同一建物内の利用者は比較的、通所(予防)介護サービスの支援が受けやすい環境にあります。しかし、別の視点から評価する場合、在宅の利用者で真にサービスを受ける必要のある方に対し定員18名/日の関係で、迅速に且つ的確に提供できなくなる可能性があります。現在の同一建物内利用者のサービス提供の是非を見直し、利用者の同意を得ながら可能な範囲で訪問介護等の訪問系のサービス等に移行を行う機会を設けます。

第二の矢

介護保険法優先の観点から保険外実費サロンのみの利用者や併用者の精査を行い上記に関連した整合性を図りコンプライアンスに努めます。

(3) 身体的重度化・高度認知症になっても普遍的なサービスの提供が可能なスキルアップに努めます。

第一の矢

上記(2)を進めながら、地域から重度の利用者を積極的にお迎えできる環境と職員の意識の共有を図ります。法人や事業所の役割や使命感を明確にし医療依存度の高い利用者や高度の認知症を呈する方への介護技術向上に努めます。

第二の矢

上記第一の矢を達成する別の手段として、無資格者を有資格者へ移行する為の助言やOJTを通して有資格への道筋を援助します。

第三の矢

介護保険の根幹である自立支援の観点から、個別機能訓練の内容を充実します。昨年度は導入年度であり、手探りでの実施でしたが、出た課題を整理し個別機能訓練提供の精度を高めます。

出た課題への対応～機能訓練の成果や効果が利用者の動機づけや生き甲斐に繋がっていない。家族及び機能訓練指導員以外の職員に成果が分かりにくい・複数の機能訓練指導員間での認識の違いがあった・他職種連携によるプランニングや評価が不十分。等。

(4) 非常災害時に対し備えを整備します。

第一の矢

実際に事業所内に誤作動等により非常ベルが鳴った場合、実際適正に処理したり、利用者へその旨伝達したり復旧操作ができるか若干不安があります。人命を預かっている責任がある以上、当事者は管理者や防災担当職員不在時にでも迅速且つ適切に対処できるスキルが求められます。知識を有する職員が個別的に懇切丁寧にOJTを通してスキルアップを図ります。

第二の矢

災害発生時に実際福祉避難所として開設可能かどうかは別とし、開設を想定した施設機能の具体的な活用法や整備すべき備品等の検討更に給食を提供する淀川食品(株)とも十分な意見交換を行います。

3 重点事業

(1) 地域包括ケアシステムから地域共生社会へ～地域ケアマネジメントへの挑戦

高齢者に限定した地域包括ケアシステムから、縦割りの考えを改め地域共生社会と言う新たな枠組みの考え方に改まりました。自助と互助を住み慣れた地域に地域サロンへ参加したり、交流を深める事で広く知って頂く事が最も重要な部分であると認識し使命感を持って行動を行います。

2025年問題論は既に旧目標年度である事を踏まえ、団塊の世代が85歳を迎える2035年、更に団塊の世代が最も多く亡くなると予想されています。法人の安定経営も視野に入れ2040年に向けた長期スパンでの事業所展開が必要とされています。事業所間の連携の時代から事業所間の統合をも視野に入れて重度化への対策を考えて行きます。

(2) 私たちは、事業への取り組みを見える化し利用者家族が取り組みやすい工夫を致します。

地域密着型通所介護事業所として

大人の学校をモチーフに個別生涯活動を通して生き甲斐作りや達成感を感じて頂ける特色のあるサビスの提供に努めます。

個別機能訓練導入2年目に入ります。これまでの取組を更に進化させ、利用者や家族の方に分かり易い説明(数字やグラフを用いて)を行ないます。特に導入している機能訓練が利用者の生活行為の関連動作訓練である事を、機能訓練指導員は勿論の事、他の職員も正確に位置づけを把握し利用者の声掛けを行う必要があります。

介護予防型通所介護 独自として

平成31年度から導入される、宮崎市の自立支援型地域ケア会議参加の要請があった際には積極的に参加を行い利用者情報の共有化を図ります。その為にも専用書式の導入を判断し、導入に向け内部研修会を実施します。

個別機能訓練導入で影を潜めた感のある生活機能向上グループ活動ですが、本来の実施にあたっての根拠や目的を理解し、単純作業で終わるプログラムではなく、目的別の集団活動としての具体的な取り組みを行います。

介護保険外実費サロンとして

法の優先と言う観点から、介護保険法内での通所利用では生活の質の低下が認められる場合に限り、介護保険との併用と言う形で補足的に提供致します。コンプライアンスの観点から概ね1日当たりの利用定員を2名～3名程度と致します。

(3) 私たちは、年間を通しての高いレベルでの感染症対策を行います。

過去の経験や実績をベースに看護師が共同で「感染症年間カレンダー」を作成し通年で警戒を行います。特に併設住宅型有料老人ホーム発生情報を共有し、発症があった場合には遅延なく情報を利用者家族並びに当該地域包括支援センターや居宅介護支援事業所へ発信致します。

(4) 私たちは、大規模災害、小規模災害時の準備に備えます。

小規模災害等

台風接近時の在宅生活の不安、ライフラインの遮断その他大雨や雷雨時の外出困難などによる食事や入浴出来ない生活不便、不眠など、大規模災害まではないものの、利用者個人での不安感の訴えや申し出があった際は、保険者や法人事務局並びに当該地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携を図り遅延なく且つ効果的な支援を行ないます。

大規模災害時

南海トラフ巨大地震に代表される甚大な被害が想定される地震が発生した際は、館内被蓋の損傷次第で、宮崎市からの要請があった場合は福祉避難所を開設し、要福祉サビス者を受け入れ支援活動を行う場合があります。その為には職員の家族背景等諸々を勘案し慎重に判断して行きます。

普段から行う事

巨大地震や津波等を想定し日頃から行うべき行動や備蓄水・備蓄食品をリストアップし防火管理者や防火担当職員を中心とした部分訓練や防災研修を通して準備を進めて行きます。特に生命維持に欠かせない備蓄食品については平成31年度上半期を目途に達成します。

(5) 私たちは、社会福祉法人としての使命感を持って以下を重視します。

地域貢献～介護・福祉のプロフェッショナルとして、日頃から地域に耳を傾け、必要性や相談があった場合はそのレベルを判断し対処致します。「何かあったらひだまり柳丸館に電話したらやってくれる。」を目指します。

福祉人材育成の場としての事業所～離職率の高い福祉業界ですが、学生の介護実習指導はもとより、我々自身が使命感と誇りと笑顔をもって業務に従事する事が最も大切な取り組みであると考えます。他者又は学生が職員を見る際に「素敵な仕事だな。」と褒めて頂けるような模範を示して行けるように日々研鑽致します。

4 年間事業予定

月	事業名等(事業所内)	事業名等(地域貢献・地域交流等)
4月	体重測定、新年度開校式、ひだまり1号館との交流会、お花見、海での魚釣り、お茶ドライブ、調理実習、防災訓練	
5月	体重測定、グループホームとの交流会、外食ドライブ、海での魚釣り、調理実習、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ すずき内科クリニック合同避難訓練	
6月	体重測定、明照デイとの交流会、那珂の郷との交流会、花菖蒲見学、4～6月生誕会(住宅型合同)、調理実習、防災訓練 職員会議時にAED取扱い履修 繰返し研修	
7月	体重測定、ひだまり2号館との交流会、七夕祭り、そう	第1回運営推進会議

	めん流し、調理実習、防災訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ 第1回利用者満足度調査	
8月	体重測定、グループホームとの交流会、調理実習、	
9月	体重測定、ひだまり1号館との交流会、敬老会(住宅型合同)、7~9月生誕会(住宅型合同)、ドライブ散歩、調理実習、防災訓練	
10月	体重測定、那珂の郷との交流会、合同運動会、海での魚釣り、調理実習 すすき内科クリニック合同避難訓練	第2回ひだまりサロン
11月	体重測定、ひだまり2号館との交流会、収穫祭(住宅型合同)、コスモス見学、社会見学、調理実習、防災訓練	地区合同運動会 江平保育園児との交流会
12月	体重測定、ひだまり1号館との交流会、グループホームとの交流会、クリスマス忘年会、10~12月生誕会(住宅型合同)、門松作り、新田原航空祭前日見学(第1土曜日)調理実習、防災訓練	
1月	体重測定、初詣、新年会、調理実習、防災訓練、 第2回利用者満足度調査	第2回運営推進会議
2月	体重測定、那珂の郷との交流会、節分豆まき、外食ドライブ、梅見学、難山見学、調理実習、プロ野球宮崎キャンプ見学	地域防災訓練
3月	体重測定、桜・菜の花見学、調理実習、防災訓練	第3回ひだまりサロン 江平保育園児との交流会

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他施設との交流会：江平保育園との交流会
- (2) 毎月定例会議：当該介護支援専門員又は地域包括支援センター主催による利用者担当者会議(自宅又は住宅型有料於)・企画会議(翌月行事検討)・給食委員会・デイ部門職員会議(利用者モニタリング)・ひだまり2号館との合同研修会(奇数月)
- (3) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会、自立支援型地域ケア会議への参加
- (4) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル

住宅型有料老人ホーム柳丸館 平成31年度事業計画

1 目 標

平成22年に開設し10年目に入りました。年齢構成は若い入居者は65歳、最高齢者は100歳となっており親子間の差以上に年齢が広がり、そのニーズや必要とされるサービスが多様化して来ています。やんごとなき理由で一つ屋根の下で暮らす入居者の皆様の想いは様々です。又、多くの入居者は様々な疾患や難病又は障がい有し、個人差はありますが一日一に大切に過ごしていらっしゃいます。

私たちが出来る事、それは皆様の声を聞く事・共に過ごす事・共に笑う事・共に苦しんで乗り越えて行く事です。

しかし、それを実現する為に職員には、極めて高いスキルと物事に動じない冷静さや正確な判断力そして謙虚さが求められます。我々は入居者の皆様と一緒に過ごせる日々感謝し敬愛し、そしてそこから多くを学ぶと言う姿勢が必要です。立場を超えた両者の共有や価値観が存在して初めて信頼関係が成立し、満足の行く支援やサービスの提供が可能となります。平成31年度は多様化する入居者皆様の全人的ケアを目指します。

2 基本方針

私たちは、目標をより具体化する為に以下の項目を方針に掲げ、目標達成に向けた課題の解消や達成に向けた取り組みを行います。

(1) 終末期・看取り及び重度化への積極的対応と資質向上に努めます。

第一の矢

現在、入居条件である要支援1から要介護5迄お受け入れ可と言う項目と現状のギャップがあります。仮に退院時に濃厚なサービスが必要になった場合でも、必要且つ十分な情報収集能力と職員一人一人のお受け入れする意識の共有や改革が必要になります。当事業所の本体は住宅型有料老人ホームである事を再認識するために各種研修や意見交換を適宜開催し、全人的ケアに対するお受け入れのスキルアップを行います。

第二の矢

終末期ケア・ターミナルケアへの取り組み～現在入居者家族を中心に延命に関する意識確認の作業を行っています。更に100歳の超高齢者様を始め数年で100歳を迎える方が後に続いています。人生に於いてのエンドケア～エンゼルケア～グリフ(悲嘆)ケアがいつでも提供できるよう、各種の準備や関連機関との連携や介護・医療技術や知識のスキルアップ更には、実践の心得を始めとした取り組みを行います。取り組みの指針としてのマニュアルの整備も同時に取り組みます。

(2) 認知症の方が不安なく安心して過ごして頂く環境の整備やケア提供のスキルアップに努めます。

第一の矢

現段階で7人に一人、2025年には5人に一人が認知症を呈すると言われていています。当事業所は半数に近い方が何らかの認知症状であったり、支援を要する方が生活していらっしゃいます。第一義的に認知症は誰でも通る可能性のある道であり、決して排他的な対応をされる事無く且つ人権が守られ、そして皆様が安心が出来、更に役割・目的を持った生活が継続できる為の医療介護等の専門的支援を提供します。

第二の矢

生活の課題や疾患のみに焦点を当ててしまうと、ネガティブに留まった制限の多い生活を強いるケアを中心としたケアの提供になります。私たちは、現状みを見るのではなく過去の生活歴や生き様をも参照させて頂き、適正なアセスメントと真のニーズとは何かを問いながら無理のない自立支援を目指します。」

(3) 自然災害・感染症に備えた取り組みの更なる充実化を図ります。

第一の矢

地震災害等で被害無く稼働が可能な場合で、宮崎市から要請があった場合は「福祉避難所」を開設し、要福祉サービス支援者の支援活動を宮崎市と連携を図りながら行います。

第二の矢

同一建物内で運営行う「共同防火管理委員会」の年間事業計画に基づき、すずき内科

クリニックと閉設デイサ - ビセンタ - ひだまり柳丸館と連携を図りながら、5月と11月に総合防災訓練を実施します。

第三の矢

入居者は体力的も疾患的にも抵抗力が低く、時に重篤になる場合がありますので、年間を通し、行動な危機管理の基に「感染源を出来るだけ持ち込まない」「他者に出来るだけ感染させない」「感染を拡大させない」の三ない運動に努めます。

(4) 私たちは、社会福祉法人としての使命感を持って以下を重視します。

地域貢献～介護・福祉のプロフェッショナルとして、日頃から地域に耳を傾け、必要性や情報提供その他の相談があった場合はそのレベルを判断し適正に対処致します。「何かあったらひだまり柳丸館に電話したらやってくれる。」を目指します。

福祉人材育成の場としての事業所～離職率の高い福祉業界ですが、学生の介護実習指導はもとより、我々自身が使命感と誇りと笑顔をもって業務に従事する事が最も大切な取り組みであると考えます。他者又は学生が職員を見る際に「素敵な仕事だな。」と思っ

て頂けるような模範を示して行けるように、日々の言動に注意を行うと共に自己研鑽に努めます。

3 重点事業

(1) 私たちは「最後の砦」「終の棲家」を实践します。

基本方針で、事業所での看取りやタ - ミナルケアのスキルを上げながら来るべき日に万全の体制で臨み全人的ケアをとって取り組みます。そのためには他の関係機関(家族・主治医・他の医療機関・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等)とも密に連絡を取り合いながら、入居者の早期発見や主訴に常日頃から耳を傾け前兆の見過ごしや急変時の対応に万全を尽くします。

(2) 家族との連携を密に行い信頼関係の深化を目指します。

年2回の住宅型運営懇談会を通して、事業所の運営状況や満足調査の結果報告並びに意見・助言その他の意見交換を行うと共に透明性の高い運営を行います。

日々の心身の変化や主治医からの連絡指示事項があった場合は速やかに家族等へ連絡報告を行い、連絡や意見の行き違いを防止し円満な関係を維持致します。

(3) 私たちは、大規模災害、小規模災害時の準備に備えます。

小規模災害等

台風接近時の在宅生活の不安、ライフラインの遮断その他大雨や雷雨時の外出困難などによる食事や入浴出来ない生活不便、不眠など、大規模災害まではないものの、利用者個人での不安感の訴えや申し出があった際は、保険者や法人事務局並びに当該地域包括支援センター - や居宅介護支援事業所と連携を図り遅延なく且つ効果的な支援を行ないます。

大規模災害時

南海トラフ巨大地震に代表される甚大な被害が想定される地震が発生した際は、館内被蓋の損傷次第で、宮崎市からの要請があった場合は福祉避難所を開設し、要福祉サ - ビス者を受け入れ支援活動を行う場合があります。その為には職員の家族背景等諸々を勘案し慎重に判断して行きます。

普段から行う事

巨大地震や津波等を想定し日頃から行うべき行動や備蓄水・備蓄食品をリストアップし防火管理者や防火担当職員を中心とした部分訓練や防災研修を通して準備を進めて行きます。特に生命維持に欠かせない備蓄食品については平成31年度上半期を目途に達成します。

(4) 私たちは、社会福祉法人としての使命感を持って以下を重視します。

地域貢献～介護・福祉のプロフェッショナルとして、日頃から地域に耳を傾け、必要性や相談があった場合はそのレベルを判断し対処致します。「何かあったらひだまり柳丸館に電話したらやってくれる。」を目指します。

福祉人材育成の場としての事業所～離職率の高い福祉業界ですが、学生の介護実習指導はもとより、我々自身が使命感と誇りと笑顔をもって業務に従事する事が最も大切な取り組みであると考えます。他者又は学生が職員を見る際に「素敵な仕事だな。」と思

って頂けるような模範を示して行けるように日々研鑽致します。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月・生活相談・避難訓練(火災想定)
5月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニック合同避難訓練・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
6月	4～6月生まれの方の誕生会(デイサービスと合同)毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
7月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・広報誌発行毎月発行 第1回運営懇談会
8月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
9月	敬老会(デイサービスと合同)・7～9月生まれの方の誕生会・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
10月	総合防災訓練2回目・大運動会(デイサービスと合同)毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行・すずき内科クリニック合同避難訓練
11月	江平保育園との交流会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
12月	10～12月生まれの方の誕生会・クリスマス忘年会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行 第2回運営懇談会
1月	新年会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・広報誌発行毎月発行
2月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・入居者職員地域防災訓練への参加
3月	江平保育園との交流会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行

上記以外の毎月実施の行事等

- (1) すずき内科訪問診療を月2回実施。
 - (2) 最寄りコンビニからの宅配業務提携。
 - (3) 外部からの移動出張理美容利用・その他入居者生活の利便性を高める為の社会資源の活用。
 - (4) 体重測定を月1回実施(毎月1日から3日の三日間)実施。
 - (5) 毎朝のバイタル測定。
 - (6) デイサービスセンター・ひだまり柳丸館との交流会及び合同行事。
 - (7) 毎月の献立表配布及びインフォメーションボード活用。
 - (8) 行事食の提供。
- その他の会議・研修等
- (1) 定例会議：淀川食品株式会社との給食会議、住宅型有料部門職員会議(入居者カフェ、行事検討会、復命研修)ひだまり2号館との合同研修会(奇数月)
 - (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修、県市介護支援専門員連絡協議会、その他必要と思われる会議
 - (3) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係

那珂の郷 平成31年度事業計画

1 目 標

多機能事業所（就労支援、就労継続B型、生活介護、日中一時）としての機能を活かしたサービスの提供を図り、合理的配慮をしながら、利用者の社会的自立力を高めていきます。

社会的自立力の大きな要素である経済的自立のための生産活動の充実を図り、利用者の工賃アップに努めていきます。また、障害者虐待防止への意識向上を図ります。

相談支援事業所や関係機関と連携をして、障がいのある方々の権利擁護の推進や合理的配慮をしながら、生活の自立の支援を図ります。

利用者、家族、地域のニーズを汲み取り、地域社会に貢献するために必要な社会福祉の在り方と「地域共生社会」に向けた取り組みを那珂の郷（障がい者福祉部門）として出来ることを検討していくとともに他の部門（児童、高齢者）との連携を図ります。

障害者部門でも報酬改定での報酬引き下げやサービスと報酬付与の要件項目の細分化、就労系事業の機能達成の強化、また、介護保険に寄り合おうとする制度の流れが見て取れます。現事業の運営の質的強化を図りながら、社会福祉法、障害者総合支援法等の改正に即した対応をしていくとともに、障がい児支援や高齢者（介護保険）と障害福祉サービスを一体的に提供できる「地域共生型サービス」等の動向の中で障害福祉部門としての使命を果たせるように取り組んでいきます。

2 基本方針

- (1) 利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性をとらえながら、各事業所の機能を活かした、サービスの提供に努めます。
- (2) 利用者の活動への参加度合いと収益の向上を目指して利用者の工賃アップに努めます。
- (3) 相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。
- (4) 地域イベント等に積極的に参加するとともに、地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。
- (5) 職員の支援能力を総合的に高めていきます。
- (6) 災害に備えた取り組みをしていきます。

3 重点事業

(1) 個に応じた支援計画の作成

各事業所の機能と専門性を踏まえた上で、利用者の興味、関心、能力、個性を適正に把握し、また、サービス等利用計画をもとに個々の利用者に応じた個別支援計画を作成します。

利用者のニーズとストレングスモデル（強み）に着目して、PDCAサイクルを踏まえたモニタリング、個別支援計画を作成し実行していきます。

専門的知識を習得していきながら、利用者が安心して通所できる環境を提供し、利用者の可能性を見つけて広げていける視点で取り組み、個別支援は繋がっており、利用者の人生を支援しているという専門性と責任を持てる職員を目指します。

関係する研修の参加、職員が担当利用者だけでなく利用者全員の個別支援計画を知ることができるよう取り組んでいきます。

(2) 生産活動の充実と工賃アップの推進

各事業所共通して利用者が工賃を得る喜びが持てる生産活動の提供と活動の中で利用者の関わる度合いを高めるため、個々人の強みを活かし、障がい特性に合わせ合理的配慮をした質的、物的な環境を整備して利用者の働きと生産性が繋がっている支援ができることを目指します。

B型事業所は生産活動の収益を上げることで工賃原資を獲得し、目標工賃の達成に取り組んでいきます。

就労移行は就労支援で個々の利用者のスキルアップを目指した作業プログラムを実施して就労を含めた利用者個々人の将来を考える支援に取り組んでいきます。

生活介護は様々な作業や活動の工程の中で出来る事や「どうすればできるか」「何が原因か」等の視点を持って利用者に関わることに取り組んでいきます。

(3) 関係機関との連携の充実

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

各相談支援事業所や支援学校、就労センター等との関係機関と連携し生活支援や就労支援で必要に応じて対応していきます。

相談支援センター明照と連携し「共生型サービス」をテーマに情報等の把握や障害者福祉部門として取り組めることを検討していきます。

特別支援学校の実習を積極的に受け入れ、実習生一人ひとりに応じた手厚い支援に努めます。

(4) 地域への貢献

地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。

那珂の郷の会（保護者の会）の懇親会に参加するなど、積極的に保護者との交流を深め、保護者との連携強化を図ります。

施設への苦情には、誠意を持って速やかな対応に努めます。

保護者会と連携をして、交流を深めていきます。

保護者がいつでも施設へ来られるような雰囲気づくりに努めます。

配食サービスを就労継続事業として実施の具現化に向けて取り組んでいきます。

「地域共生社会」への取り組みでの法人、障害者福祉部門の機能、役割を検討していきます。

(5) 職員研修の充実

職員の利用者への支援能力を高める取り組みを行います。各事業所間の連携を図り保護者の要望に答えられるよう、職員の支援能力を高めます。施設外研修へも積極的に参加し、事業所毎の知識を深め、職員のレベルアップを図ります。

職員の経験年数や職種に応じてキャリアアップ研修に参加して組織が健全に機能して処遇の改善に繋がることを目指します。

利用者に関わることを検討していくことは虐待防止に繋がっていると捉えた「サービス向上検討会」が機能するよう会議、研修を実施します。

障がい特性や強度行動障害等の特化した研修に積極的に参加して専門性を高めます。福祉の動向などにも全職員が意識できるようにします。

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

防災訓練を通して職員は非常時に対応できるようするとともに、ハザードマップ等を掲示して利用者への理解を促します。

災害時の避難場所として要請があったときには速やかに開放できるよう備えます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	合同交流会 新規利用者歓迎会、那珂の郷の会保護者会
5月	合同交流会 園外レク遠足
6月	合同交流会 誕生会
7月	合同交流会 スイカ割り大会、ミニプール遊び
8月	合同交流会 七夕、夏祭り、合同防災訓練
9月	合同交流会 誕生会、収穫祭、遠足
10月	合同交流会 運動会
11月	合同交流会 園外レク遠足
12月	合同交流会 餅つき大会、新田原基地航空祭前日見学(予定)、
1月	誕生会、クリスマス会
2月	合同交流会 新年会、鏡開き、成人祝い、ボーリング大会
3月	合同交流会 節分、合同防災訓練

その他、毎月実施する行事等

- (1) 全事業所
 - バイタルチェック・ロッカー整理
 - 車両整備
 - レクダンス
 - 移動図書館での本の借用と返却
- (2) 就労継続支援事業B型
 - 生産活動（農耕・手工芸・食品加工）
 - 施設外就労
- (3) 就労移行支援事業
 - 施設内生産活動
 - 施設外就労
 - 職場実習
 - ハローワーク訪問（その他サポート機関利用）
- (4) 生活介護事業
 - 生産活動、創作活動、音楽活動、美化活動、運動、調理実習、生活訓練、社会見学、施設間交流会、余暇活動、販売所納品集金、生産品配達、回収（アルミ缶等）
- (5) 日中一時支援事業
 - 公共施設の利用
 - カラオケ支援
 - 外出支援、食事支援等
 - 金銭管理支援（昼食代）
 - 買物支援（金銭管理支援）
 - 地域のイベント参加
 - 運動
 - ゲーム

事業別の個別の計画は、次ページ以降のとおり。

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

就労継続支援B型事業

1 目標

利用者が働くことを通して、必要な知識や技術を身につけ経済的自立のための生産活動の充実を図り喜びが感じられるよう支援に努めていきます。

2 基本方針

利用者の障がい程度、特性を踏まえ個性を活かしたサービスの提供に努めます。また、個人の作業能力を高めていくために一人ひとりのニーズを把握し、必要とするサービスを考え、個々に適した作業環境や合理的配慮に努め社会性や協調性が身に付けられるようサービスに努めていきます。そして、職員間の共通認識を図り工賃を得て働く喜びが感じられるよう、収益の向上を目指し工賃アップに努めていきます。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高めるとともに満足度向上に努め新たな課題や問題にも対応します。

サービス提供票を基に利用者、家族に日々のサービス内容や利用者の状況を連絡し、家族との連携を図ります。

個別支援計画書の重要性を理解して、個別支援計画書に沿った支援を提供していきます。

三者面談を行い、利用者、家族のニーズや課題を把握したうえで個々に応じた個別支援計画書を作成していきます。

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者や職員の豊かな信頼関係を構築し合理的配慮をしながらサービスに努めます。

合同交流会の充実を図り仲間や職員と信頼関係が構築できるよう努めます。

利用者の特性や状況に応じて必要な手段を用いて支援に努めます。

(3) 基本的生活習慣の育成

基本的な生活習慣を習得できるよう、個々の利用者に応じた支援に努めます。

毎月バイタルを実施し健康状態を把握して情報共有を図ります。

身嗜みの意識が高まるよう支援に努めます。

活動を通して報告連絡相談や時間の大切さについて意識できるよう支援に努めます。

(4) 社会性の育成

利用者が地域での社会参加ができる能力を身に付けられるよう努めます。

園外での活動を通して、地域社会でのマナー等必要な知識が習得できるよう支援します。

販売や納品等への参加、近隣の田畑での環境整備等、地域貢献に繋がるよう努めます。

(5) 生産活動の充実・工賃アップの推進

利用者の個々に合った作業を提供し必要な知識や技術を身に付け、販売、生産活動の立案を行い充実を図ります。また、信頼を得られる安心安全な商品づくりに努め、売上高の向上に努めます。

働く喜びと労働への意識向上に繋がるよう作業に関わる度合いを高め利用者の強みを活かした作業を提供していきます。

生産活動に必要な知識や技術を身に付けられるよう支援を行います。

生産活動の効率化を図り収穫時期の計画や季節やニーズに合わせた商品企画に取り組み、収益増に繋がるよう努めます。

サービス向上検討会等を通して職員の共通認識、意識向上に努めます。

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

就労移行支援事業

1 目標

利用者の就労を目指します。

2 基本方針

利用者のニーズとストレングスモデル（強み）を把握し、社会人としての基本的姿勢が身につくよう支援に努めます。又、就労プログラムの充実を図り、就労意欲やステップアップに繋がる支援を行います。

各関係機関とのチームネットワークの構築とチーム支援を行い、就労までの訓練や求職活動などに取り組みます。就労担当者会への参加や労働局が実施する職場体験等に積極的に参加し、就労に向けた支援に取り組んでいきます。

3 重点事業

(1) 利用者の状況把握と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高め、新たな課題や問題にも対応します。

サービス提供票（連絡帳と一体させて利用者が利用内容を確認できる）

個別支援計画書の作成

個別の評価シートによる評価やモニタリングから、個々の達成度やスモールステップを把握し支援計画を作成し実行していきます。

利用者、保護者、施設での三者面談

相談支援員との担当者会議にて情報の共有

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者職員との信頼関係の構築により充実した活動に努めます。

共同作業、流れ作業等チームワーク作業へ取り組みにより、チームワークを意識できるよう努めます。

他事業所との合同作業、行事の充実を図り、心身のリフレッシュや仲間、職員と交流することで信頼関係が築けるよう支援に努めます。

(3) 基本的生活習慣の育成

社会参加と自立支援に努めます。

基本的な挨拶訓練

当番活動や販売所等への訪問で挨拶や人前で話す訓練を行い、コミュニケーション能力が向上するよう支援に努めます。

身嗜み確認

朝礼の場で利用者同士が確認する時間を設けることにより、互いに意識が高まるよう努めます。

報告・連絡・相談の習慣化

作業内における報告・連絡・相談についてその方法やタイミングや伝え、繰り返しの支援に努めます。

(4) 社会性の育成

地域生活の充実をめざし、地域貢献にも取り組みます。

環境整備等の訓練

地域での施設外就労に組み込み、地域社会への適応能力が向上するよう努めます。

公共交通機関を利用した通勤訓練

公共交通機関を利用した通勤訓練を行い通勤面での自立を図り、計画的に実施します。

(5) 就労に向けた訓練活動の充実

生活面の自立、社会生活と就労に必要な知識・技術の訓練を行います。

挨拶、返事、報告訓練

挨拶、返事、報告等について必要なタイミングや伝え方を繰り返し支援し職場での基本姿勢が身につくように努めます。

個別作業プログラム

個別支援計画書を基に個々に合わせた作業プログラムを作成し、取り入れることで単独での作業面や時間を把握しての行動面の自立を目指します。また、達成度を検討し意

欲の向上に努めます。

施設外就労

施設内外を問わず、作業を行うことで自立に向け必要なスキルの習得、社会適応力の向上に努めます。

通勤訓練

公共機関を利用しての通勤訓練を行うことで通勤面での自立を図ります。

実習

法人内や労働局からの職場実習を積極的に取り入れ、就職に向けた支援を行います。

職場開拓

現状に囚われず、新しい作業も積極的に取り入れて行き、仕事の選択肢を広げていきます。

就労に関する研修への参加、担当者会の参加

就労に関する研修や宮崎地区就労担当者会に参加して、関係機関との連携を図るとともに、地域の情報収集や就労支援の質の向上に努めます。

(6) 求職活動の推進

求職活動を各関係機関と協力し行います。

公共職業安定所への登録

障害者職業・生活支援センターへの登録

合同面接会や企業見学等への参加

(7) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

各関係機関の立会のもと訓練を実施

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

生活介護事業

1 目標

地域社会との交流を深め、利用者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上に努めます。

2 基本方針

- (1) 利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性を生かしたサービスに努めます。
- (2) 利用者の日常生活上の支援、創作的活動、生産活動を充実させ、生活能力を高めていきます。
- (3) 利用者、家族に関する相談・助言等の支援に努めます。
- (4) 相談支援事業所やその他の関係機関との連携に努めます。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

サービス提供票を通して利用者の様子、支援内容等の連絡を行い、保護者とのコミュニケーションに努めます。

利用者、保護者等との面談を行い、意見・要望に向き合い、更なる信頼関係へ努めます。

定期的なモニタリングを行い、日々のサービス提供票、面談での利用者、保護者のニーズに沿ったものとし個々の達成感につながる個別支援計画の作成に努めます。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員：利用者とは日々対話し、不安なく活動できるよう努めます。

利用者相互：毎月、他事業所との合同レクリエーション等で積極的に交流できるよう職員一緒になって交流を深めます。

保護者と職員：サービス提供票、面談にて施設、家庭での情報の共有を行います。

(3) 基本的な生活習慣の育成

利用者に合わせ、日常生活に必要な内容の生活訓練を取り入れたプログラム作成に努めます。

身体機能の維持向上の為、ストレッチやウォーキング等を取り入れ運動の習慣が身に着くよう支援に努めます。

(4) 社会性の育成

法人内の高齢者施設との交流会を通して職員、利用者以外の人との関わりに興味を持ち楽しむことができるよう努めるとともに挨拶等のマナーの習得に繋がっていきます。

施設外でのアルミ缶回収、米配達等での挨拶等、社会性の向上に努めます。

(5) 生産活動の充実

限りある資源（アルミ缶、廃油等）の回収に努めます。

生產品の配達、販売所納品集金（農作物・さをり織り等）を行います。

新たな生産物の開拓、野菜の育成に取り組みます。

(6) 余暇活動の充実

施設の外に出て、季節感を味わいながらドライブ、散策を計画します。

指先を使った創作活動をする上で年間の創作テーマを決め月々の作品づくりを行い一緒に準備をすることで創作意欲に繋がっていきます。

(7) 保護者会との連携強化

保護者会との懇親会へ積極的に参加し交流を深めます。

保護者会との密な報告、連絡、相談を行います。

(8) 災害に備えた取り組み

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。

ハザードマップの活用をします。

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

日中一時支援事業

1 目的

- (1) 在宅における介護が困難な家族の負担軽減に努めます。

2 基本方針

- (1) 障がい程度や特性に応じたサービスの提供に努めていきます。
(2) 日中一時支援事業の契約数と利用実績の拡大に努めていきます。
(3) 特別支援学校生の受け入れを積極的に行っていきます。
(4) 相談支援事業との連携を図ります。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援内容の実施

利用者の興味・関心を日々確認し、楽しく活動できるよう努めます。
環境に応じ合理的配慮を行い、施設内外の活動に努めます。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

ゆっくりとした時間の中で利用者と一緒に過ごし、信頼構築に努めます。
利用者、家族からの要望には敏速対応しするよう努めます。

(3) 基本的な生活習慣の育成

手洗い、うがい、歯磨き、日々の活動で行っている生活習慣を日中一時でも支援するよう努めます。
その日の気温、天気を見て衣服調整し、身嗜みに努めます。

(4) 社会性の育成

地域でのイベントに積極的に参加するよう努めます。
施設外での活動を増やし、活動の幅を広げるよう努めます。

(5) 災害に備えた取り組み

定期的に防災訓練に参加し、災害に対する意識の向上に努めます。
活動中は、2台の携帯電話を必ず携帯し、番号は毎回の送迎お知らせに記載し緊急連絡等に使用できるよう努めます。

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

地域公益活動 平成31年度事業計画

改正社会福祉法により、社会福祉法人は、地域公益活動を行うことが法律上、義務化されました。しかし、社会福祉法人の成り立ちを見ると、地域社会に対して公益的な活動を行うことは当然のことであり、本会もその認識のもと、これまでも様々な取り組みを行ってきました。これからも、地域にとって必要なことに積極的に挑戦していきます。その中でも、児童福祉部門の「さどわらスマイルクラブ」と高齢者福祉部門の「配食サービス」について個別の事業計画を作成し、さらに内容を充実し、取り組めます。

スマイルクラブ

1 目的

- (1) 乳幼児期を中心とする子育て中の保護者支援を継続的に行います。
- (2) 子どもの姿をありのままにとらえ、保護者としてどう対処したらよいか、その養育姿勢の向上を支援します。
- (3) 子どもとともに伸びゆく保護者の幸せづくりに貢献し、この地域に住んで良かったという実感づくりに努めます。

2 基本方針

今後ますます急増していくであろう育児についての不安や悩みに対応し、園に在園する子どもたちだけでなく、地域全体の子どもの健やかな成長を目指し、子育てにかかわっている皆さんの育児不安を軽くし、親子ネットワーク作りや心の癒しに貢献し、地域の親子の良きパートナーとなるよう活動します。

3 重点事業

(1) 子育て教室（ペアレントトレーニング）

宮崎大学との共同開催により、トレーナーの有資格者等が「養育スキル」を伝えるとともに、子育て相談に応じます。

(2) レクリエーション

保護者が楽しく参加できるレクリエーションを行い、子育ての喜びや楽しみを感じていただくとともに、親同士のネットワークづくりに貢献します。

(3) 救急法講座

年1回児童対象の救急法講座を行い、救命法や事故等の対応を学んでいただきます。

(4) 乳幼児健康診査サポート（健診サポート）

宮崎市が行う、乳幼児健康診査（1歳半・3歳半）に伺い、待合室にいる親子に遊びの提供をしたり、育児相談に応じます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月～5月	年間プログラムへの参加者募集開始
6月～7月	子育て教室幼児版（ペアレントトレーニング）5回講座
6月	保護者向け救急法講座
8月	お楽しみコンサート
10月	子育て今昔物語 ～秋のお出かけ編～
12月	お正月飾り製作
2月	新1年生お母さんのためのソーイング教室
1月～2月	子育て教室小学準備版（ペアレントトレーニング）5回講座

配食サービス

1 目的

地域が望まれている食事支援の充実化を更に目指し、利用者に満足頂ける美味しい食事と一緒に福祉の安心スパイスを添えた配食サービスをお届けします。

2 基本方針

平成25年4月から、明照デイサービスセンター利用者のニーズに応えるために開始した配食サービスも6年が経過し地域貢献事業として地域には無くてはならない事業に成長してきました。しかし、平成29年度からややニーズの減少もみられ更なるサービスの充実が求められている状況です。そこで、平成30年度から満足度調査にて以前から要望のあった少な目のサイズのお弁当を低価格で新しいメニューを加えたことで食べきれないとの理由で止む無く休止や廃止に至る利用者が減少、元々食の細い利用者への対応が行え要望の解決並びに実績の安定につながりました。また、利用対象者を食の支援が難しい高齢者及び障がい者と条件がありましたが、その対象者に加えて一定の理由があれば生活困窮者への一時的対応にもサービス対象者を拡大することで地域貢献の充実に図りました。

平成31年度は、高齢者を対象に開始した事業ですが地域住民全ての方で必要があれば利用できるようになりましたので、その裾野を維持できるように各関係機関との連携強化、多分野に置ける知識及び技術の習得に努めていきます。また、サービスの2本柱として「食」と「安否確認」についても利用者ニーズを的確に把握しながら要望に応じた対応を福祉のこころを持って今後も努めていくことでサービスの質向上を目指していきます。

そして最後に地域貢献事業（公益事業）として取り組んでいる事業ですが、高齢者事業全体で運営協力体制を整備し収支のバランスが図れた事業経営にも努めていきます。

3 重点事業

(1) 高齢者のみならず障がい者、生活困窮者を含めて、必要としている全ての地域の方々へサービス提供が行なえるように裾野を広げた事業を行ないます。

(2) 利用者の特性や要望に応じた美味しい食事を提供します。また、利用者は勿論ですが質の評価を全事業所の意見を踏まえて改善、質向上に努めていきます。

(3) 安否確認の期待は年々高まっている状況です。福祉の知識や技術の習得努力の継続と不

(4) 各職員が責任を持ち衛生管理に対しての意識を高め、定期的に点検する仕組みを活用することで、安心・安全なサービス提供をおこないます。

(5) 経営及び運営のバランスをとりながら事業を遂行していきます。